

【市街地整備】 都市再生整備計画事業

四国地方整備局
都市・住宅整備課

目次

1. 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)について
2. 都市再生特別措置法の改正について
3. 都市機能立地支援事業について
4. 都市再構築戦略事業について
5. 都市再生整備計画事業のH27見直しについて
6. 都市機能立地支援事業等のH27拡充について

1. 都市再生整備計画事業 (旧まちづくり交付金)について

都市再生整備計画

- 都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域を対象に、市町村が作成
- 計画内容：・まちづくりの目標、・目標を達成するために必要な事業、・計画期間 等
- 都市再生整備計画により、市町村の取り組みを支援(交付金等)するとともに、計画への位置付けをきっかけとした、民間の取り組みを促進

市町村による公共公益施設の整備

← 交付金による支援

都市再生整備推進法人による
取り組み

市町村都市再生整備協議会
による取り組み

民間プロジェクト
認定民間都市再生整備事業

道路占用許可基準の特例

都市再生整備歩行者経路協定

都市利便増進協定

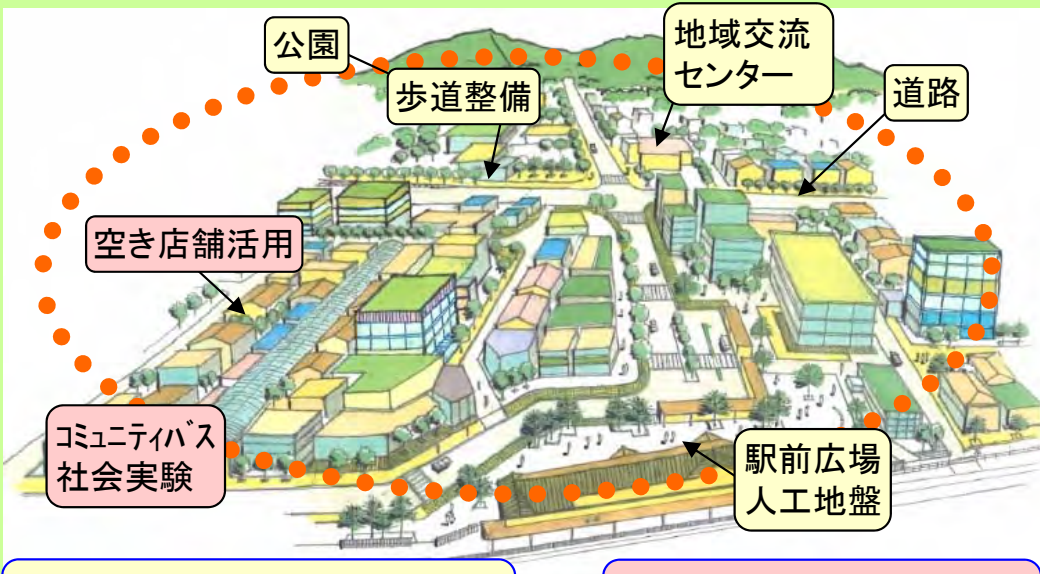


交付金による支援(都市再生整備計画事業、旧まちづくり交付金)

- 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市再生を効率的に推進するため、平成16年度に都市再生特別措置法を改正しまちづくり交付金制度を創設
- 平成22年度からは、社会資本整備総合交付金の基幹事業の一つ(都市再生整備計画事業)として継続
- 平成16年度～27年度までに、全国2,692地区、1,025市区町村(全国市区町村数の60%)に対して支援

都市再生整備計画事業

市町村は都市再生整備計画を作成、提出
(期間は3～5年。目標、区域、事業等を設定)



【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域交流センター、既存建造物活用事業等

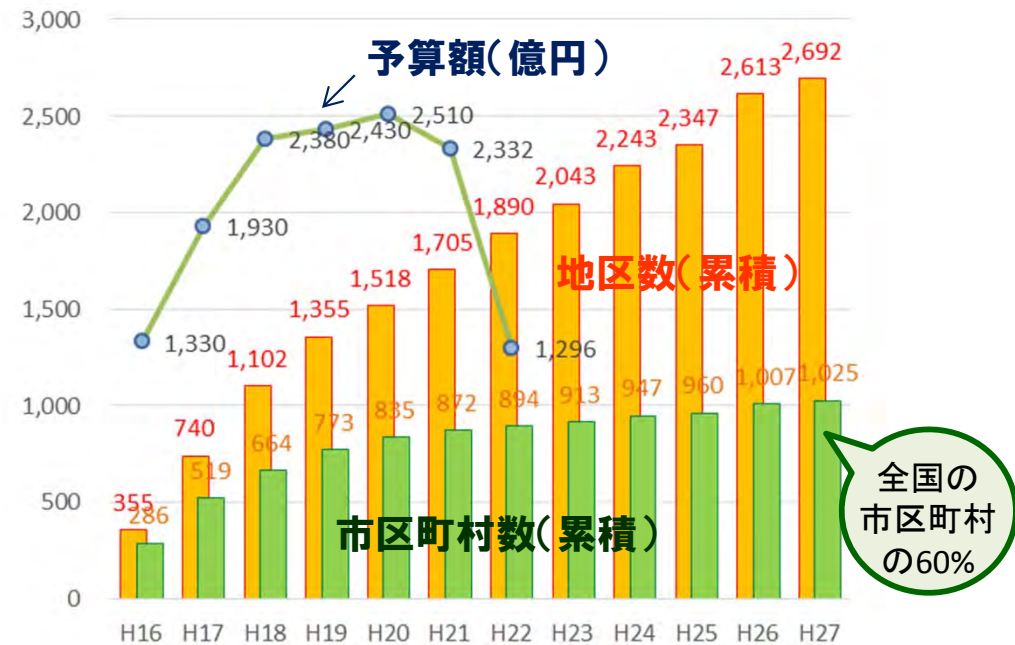
+

【提案事業】

ソフト事業等の市町村の創意工夫に基づく事業

支援地区・市町村数と予算額の推移

- 平成27年度においては753地区、534市区町村を支援



* 予算額は各年度の当初予算額
平成23年度は、社会資本整備総合交付金(1.75兆円)の内数
平成24年度は、社会資本整備総合交付金(1.44兆円)の内数
地域自戦略交付金(0.68兆円)の内数
平成25年度は、社会資本整備総合交付金(0.9兆円)の内数
平成26年度は、社会資本整備総合交付金(0.9兆円)の内数
平成27年度は、社会資本整備総合交付金(0.9兆円)の内数

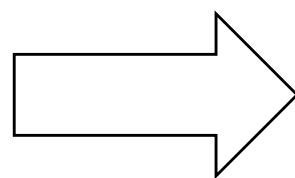
全国の市町村の取組みを交付金により支援

社会資本整備総合交付金での位置付け

社会資本整備総合交付金の概要

- ◇社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって**自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金**として平成22年度創設。
 - ◇活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった**政策目的を実現**するため、**地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画**に基づき、目標実現のための**基幹的な社会資本整備事業**のほか、**関連する社会資本整備やソフト事業**を総合的・一体的に支援。
- 【平成27年度予算 0.9兆円(一般会計)】

<従来の補助金>



(個別補助金を原則廃止)

社会資本整備総合交付金

基幹事業

関連社会
資本整備
事業

効果促進
事業

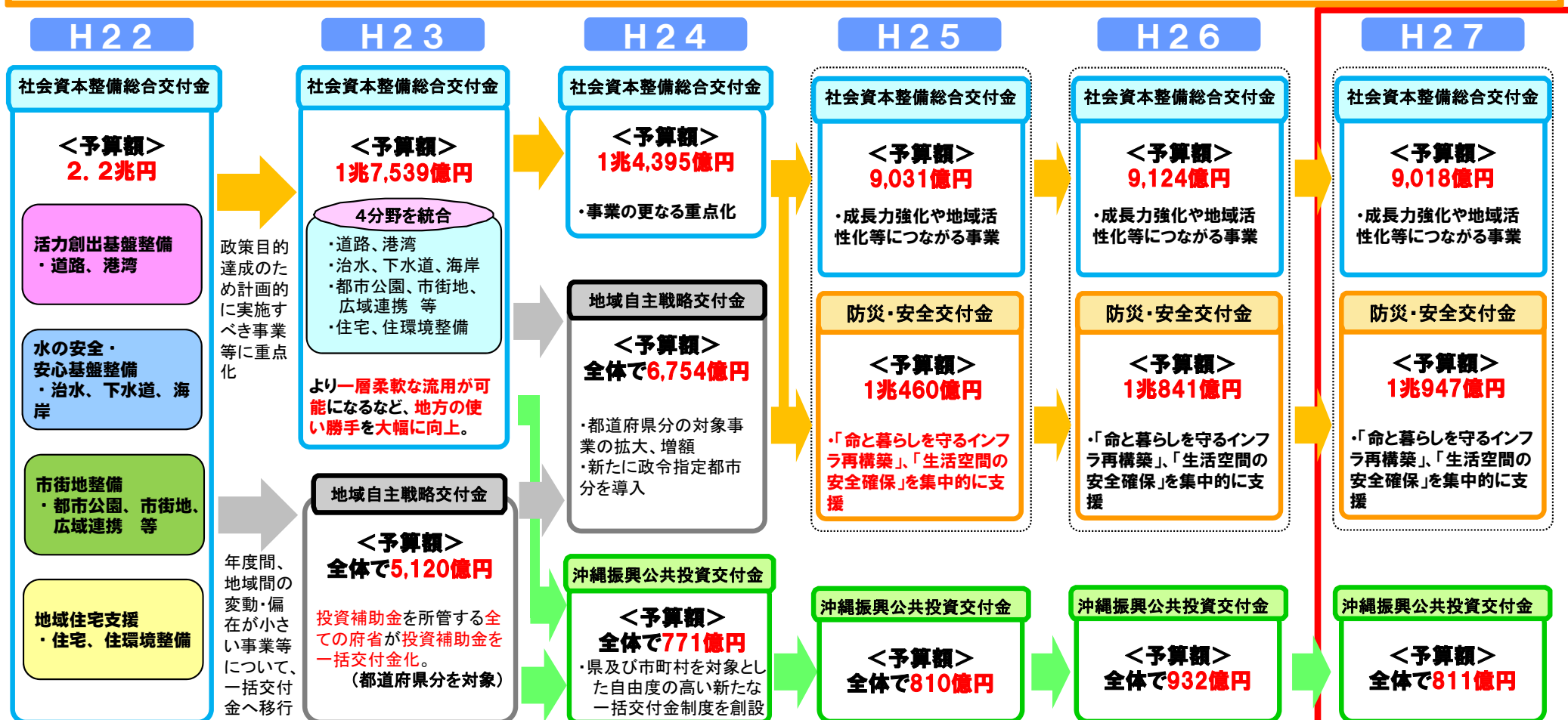
基幹事業の一つとして、
都市再生整備計画事業

都市再生整備計画の位置付け

- ◇まちづくり交付金については、社会資本整備総合交付金に統合され、基幹事業の一つである都市再生整備計画事業として位置づけ
- ◇統合されたことによる交付対象事業や国費の変更はない
- ◇都市再生整備計画事業以外にも、他の基幹事業や関連社会資本整備事業、効果促進事業と組み合わせて社会資本総合整備計画を作成することにより、より幅広い事業の実施可能

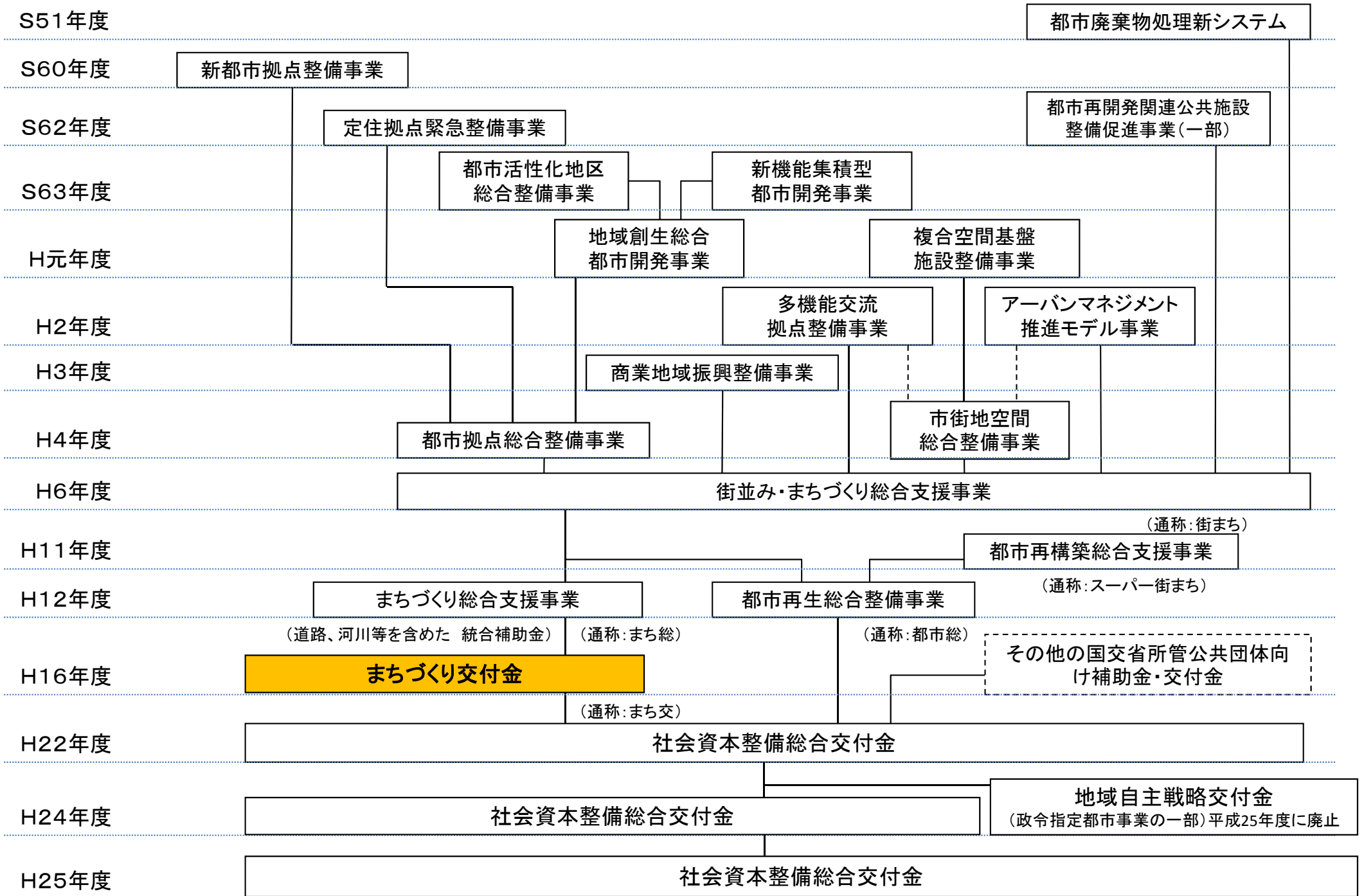
交付金制度の変遷

- 平成22年度に、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、社会資本整備総合交付金を創設。
- 平成23年度に、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、地域自主戦略交付金を創設。
(内閣府に一括して予算を計上し、各府省の所管にとらわれず、地方自治体が自主的に選択した事業に対して交付金を交付。)
- 平成24年度に、地域自主戦略交付金について、都道府県分の対象事業を拡大・増額。政令指定都市に一括交付金を導入。また、沖縄振興公共投資交付金として県及び市町村を対象とした自由度の高い新たな一括交付金制度を創設。
- 平成25年度以降は、防災・安全交付金によりインフラ再構築(老朽化対策、事前防災・減災対策)及び生活空間の安全確保の取組を集中的に支援するとともに、社会資本整備総合交付金により地域の社会資本整備を総合的に支援(地域自主戦略交付金は廃止)。



※各枠内の<>記載額はすべて国費

まちづくり関係の補助金・交付金の変遷



まちづくり交付金の位置付け

ゼロからスタートし、質より量が求められた時代(戦後復興から高度経済成長期)

基幹的なインフラ(例 幹線道路)、シビルミニマム(例 下水道) が優先

✓課題の違い、地域ごとの実情よりむしろ**効率化、標準化が重要**で、
個別・定型的な支援制度にニーズ

個別補助金により支援

高度経済成長の終焉

高齢化、地球環境、中心市街地活性化など多様な課題対応を求められる時代

地域ごとに必要な施策のパッケージが必要に

✓地域の課題、実情に対応できる**総合性、柔軟性が重要**で
総合性、自由度の高い支援制度にニーズ

(全体的な)
地方分権の推進

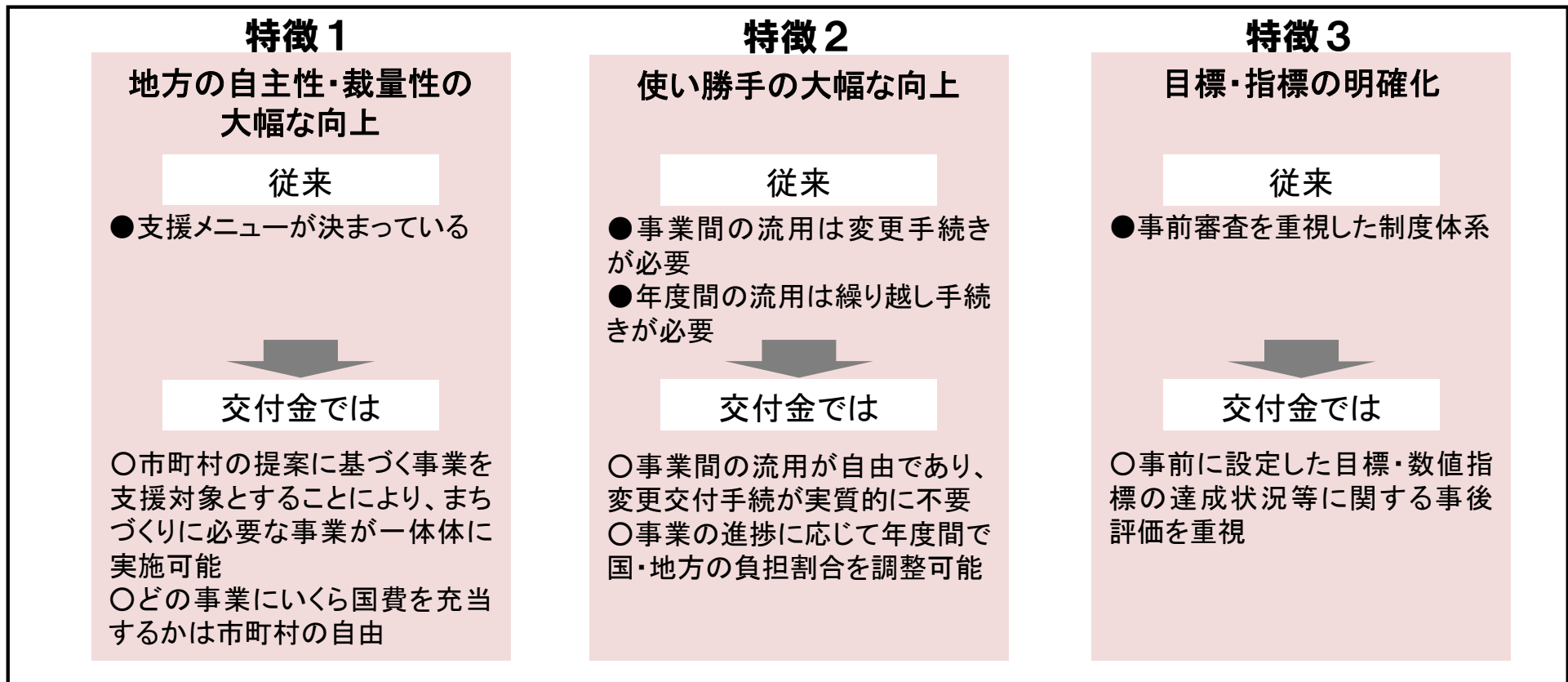
さらに、国の役割よりも、実情に通じた地方
の役割を重視する制度が必要に

各種制度を経て...

まちづくり交付金

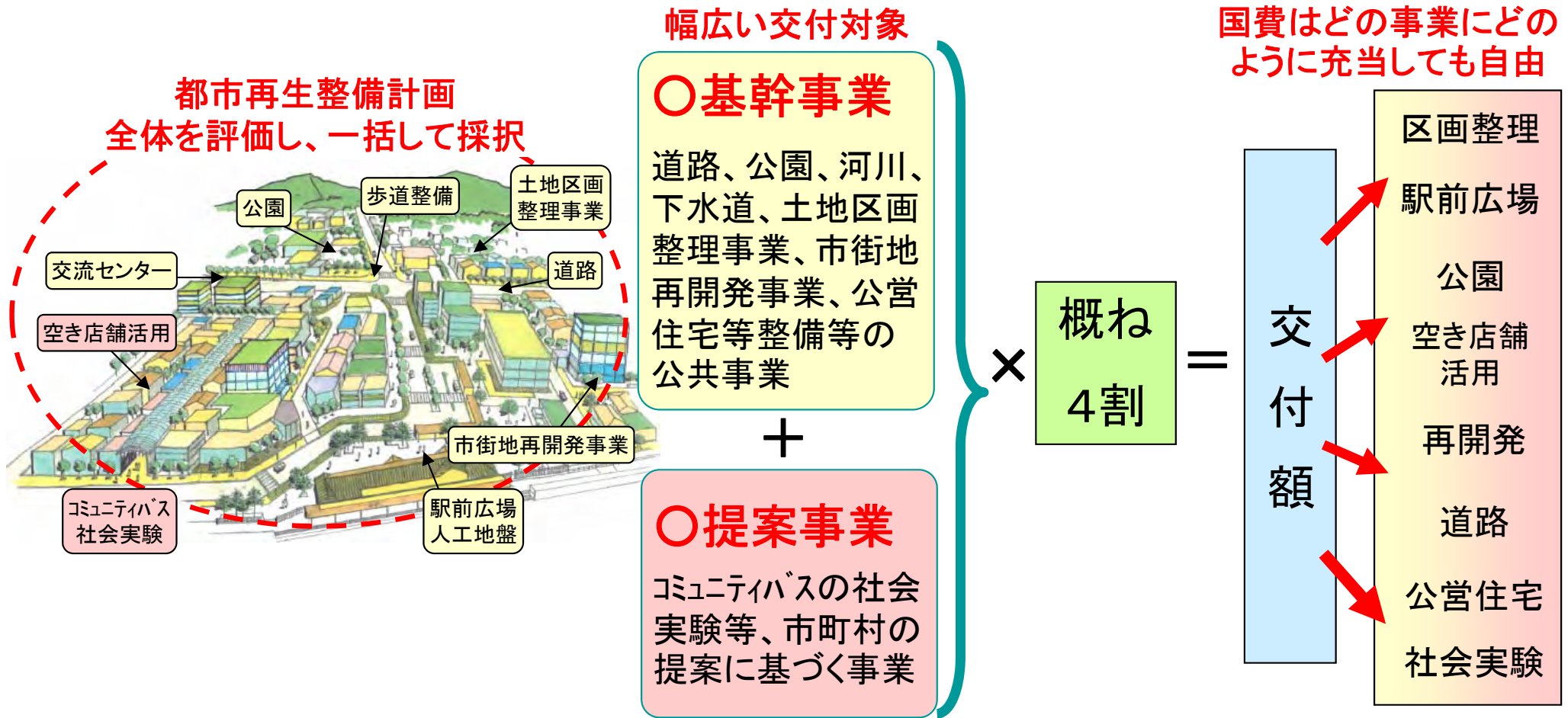
まちづくり交付金の特徴（従来の補助金と何が違うのか）

- ・ 市町村はまちづくりの目標やその達成のために必要な事業等を定めたまちづくりの計画である「都市再生整備計画」を作成
- ・ 国は、地域の歴史・文化・自然環境等の地域特性を活かした個性あふれるまちづくりを支援するため、市町村が作成した都市再生整備計画に基づいて実施される事業に対して「まちづくり交付金」を交付
- ・ 従来の補助制度に比べ、市町村の自主性・裁量性が大幅に向上されるなど、地域の創意工夫を活かした総合的・一体的なまちづくりを進めることが可能となる制度



個性あふれるまちづくりを実現し、全国の都市再生を効果的に推進

まちづくり交付金の特徴

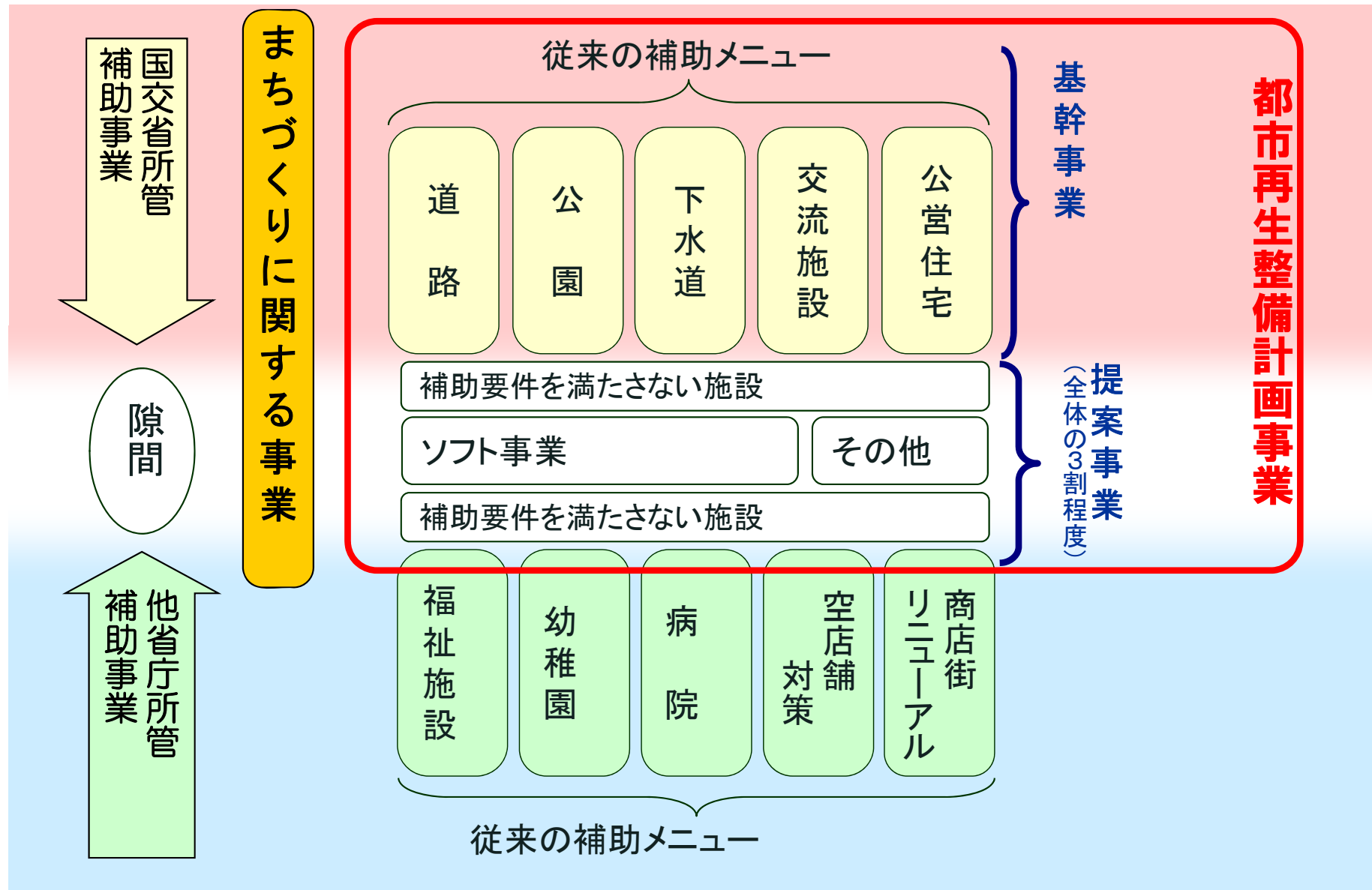


○極めて幅広い交付対象

- ・ハード事業(道路、公園、区画整理、人工地盤、センター施設、景観整備 等)
- ・ソフト事業(社会実験、空き店舗活用 等)

○地区単位で一括交付(地区内の配分は、公共団体の裁量)

交付対象事業の範囲



交付対象事業一覧

交付対象事業

A 基幹事業

- 道路 ●公園 ●古都・緑地保全等事業
- 河川 ●下水道 ●駐車場有効利用システム
- 地域生活基盤施設（広場、緑地、情報板、
駐車場・駐輪場、地域防災施設、人工地盤など）
- 高質空間形成施設（植栽、カラー舗装・石畳、照明、
モニュメント、電線類地中化・移設、歩行支援施設など）
- 高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、
複合交通センターなど）
- 中心拠点誘導施設 ●連携生活拠点誘導施設
- 生活拠点誘導施設 ●高齢者交流拠点誘導施設
- 既存建造物活用事業 ●土地区画整理事業
- 市街地再開発事業 ●住宅街区整備事業
- 地区再開発事業 ●バリアフリー環境整備促進事業
- 優良建築物整備事業 ●住宅市街地総合整備事業
- 街なみ環境整備事業 ●住宅地区改良事業等
- 都心共同住宅供給事業 ●公営住宅等整備
- 都市再生住宅等整備 ●防災街区整備事業

B 提案事業

- 事業活用調査
（交付対象事業の活用
に関する各種調査）
- まちづくり活動推進事業
（啓発・研修、専門家派遣、
情報収集、社会実験など）
- 地域創造支援事業
（計画目標達成に必要な
各種ハード・ソフト事業）

関連事業

- 計画目標の達成に必要な事業で交付対象事業以外の事業
（単独事業、国直轄・県事業、
民間事業*など）

*民間事業でも、基幹事業又は提案事業の要件に合致するものは、間接交付として交付対象事業に計上可。

提案事業の例

住民参加の提案事業例

分野	事業内容
計画策定	ワークショップ、意見交換会の開催
管理・運営	空き店舗を活用したリサイクルプラザ・情報発信拠点等の運営
	身近な公園、河川等の清掃活動
	歴史的建築物の管理・運営
防犯・防災	商店街による防犯カメラの設置
	老朽ブロック塀等の撤去による避難路・避難地の整備

都市再生整備計画の作成フロー

《目標の設定》

- ・地域の課題解決に向けた**目標の設定**
- ・目標の実現状況を適切に表現する評価指標・目標値の設定
- ・目標を実現するための計画期間の設定

《事業の設定》

- ・目標を実現するために事業を重点的に実施すべき適切な**範囲の検討**
- ・目標を実現するために必要な**基幹事業の設定**
- ・基幹事業と一体的に実施する**提案事業の設定**
(一定の期間内に重点的・効果的・効率的に行われる必要)

《事前評価》

- ・目標の妥当性、整備計画の効果及び効率性、整備計画の実現可能性 について、検証

事業の実施

事後評価

社会資本整備総合交付金チェックシート(例)

(都市再生整備計画事業等タイプ)

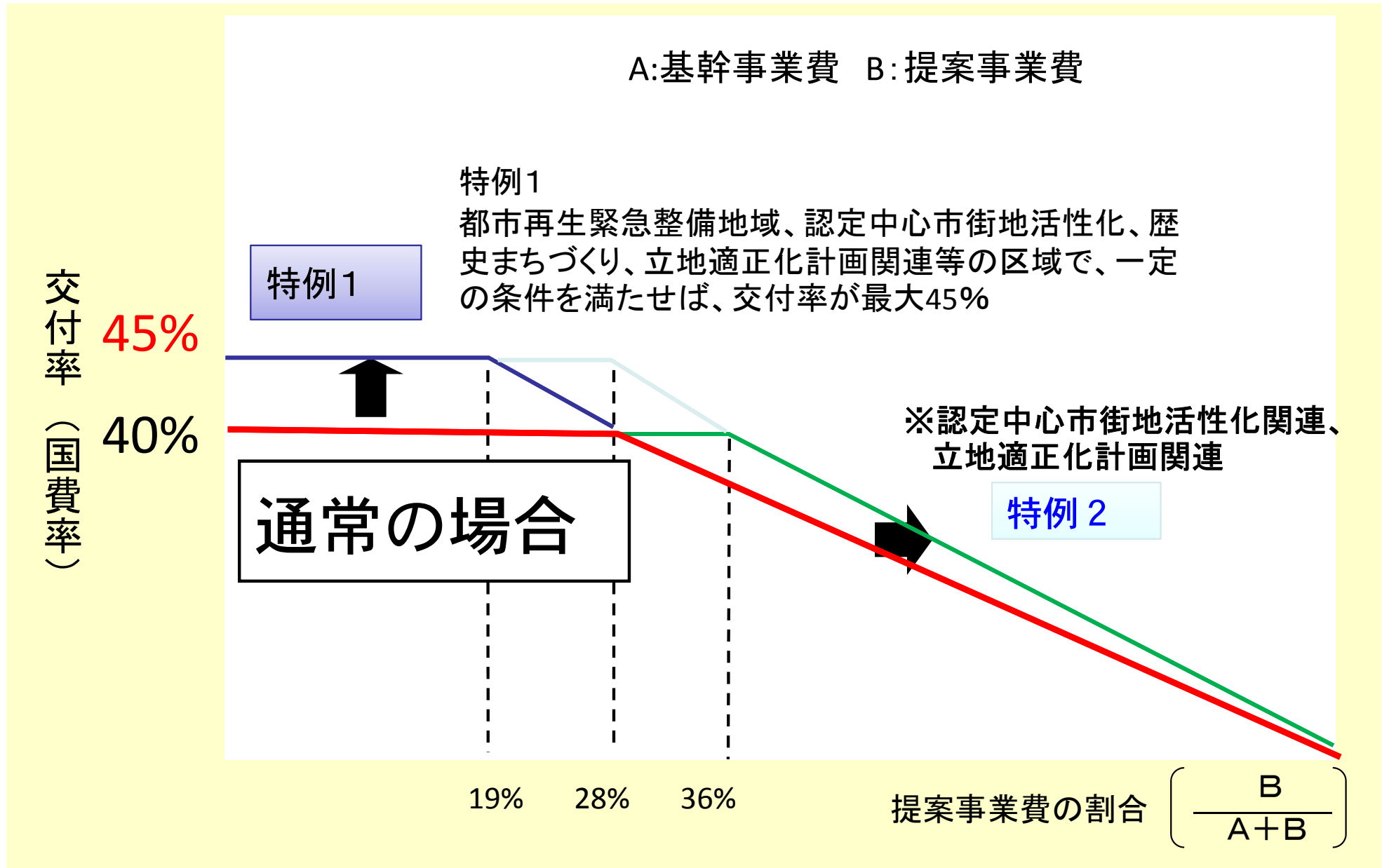
計画の名称:	事業主体名:	
		チェック欄
I. 目標の妥当性		
①都市再生基本方針との適合等		
1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。		
2) 上位計画等と整合性が確保されている。		
②地域の課題への対応		
1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。		
2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い		
II. 計画の効果・効率性		
③目標と事業内容の整合性等		
1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。		
2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。		
3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。		
4) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。		
5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。		
④事業の効果		
1) 十分な事業効果が確認されている。		
2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。		
III. 計画の実現可能性		
⑤地元の熱意		
1) まちづくりに向けた機運がある。		
2) 住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。		
3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。		
⑥円滑な事業執行の環境		
1) 計画の具体性など、事業の熱度が高い。		
2) 交付期間中の計画管理(モニタリング)を実施する予定である。		
3) 計画について住民等との間で合意が形成されている。		

▲事前評価の例

中間評価

都市再生整備計画事業の国費率

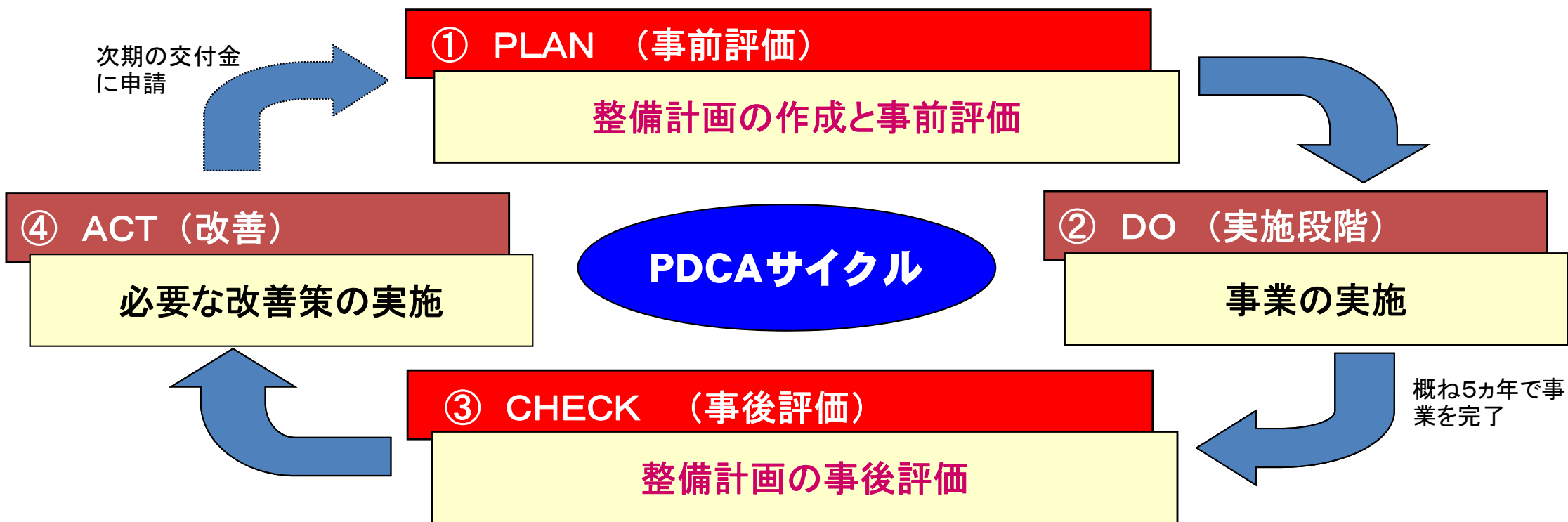
- 交付率は、全体事業費に対して概ね4割
- 提案事業が原則28%を超えると低減



都市再生整備計画のPDCAサイクル

◇都市再生整備計画事業の特徴(社会資本総合整備計画も同様)

- ・PDCAサイクルの確立
- ・わかりやすさと透明性の確保
(事前に数値目標の設定、最終年度に達成度を確認・公表)
- ・市町村の主体的な取り組み



2. 都市再生特別措置法の改正について

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要

平成26年8月1日施行

背景

- 地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

法律の概要

●立地適正化計画（市町村）

- 都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な**マスタープラン**を作成
- 民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（**多極ネットワーク型コンパクトシティ**）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

○誘導施設への税財政・金融上の支援

- 外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 **税制**
- 民都機構による出資等の対象化 **予算**
- 交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 **予算**

○福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

- 市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能

○公的不動産・低未利用地の有効活用

- 市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 **予算**

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 附置義務駐車場の集約化も可能
- 歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
- 歩行空間の整備支援 **予算**

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

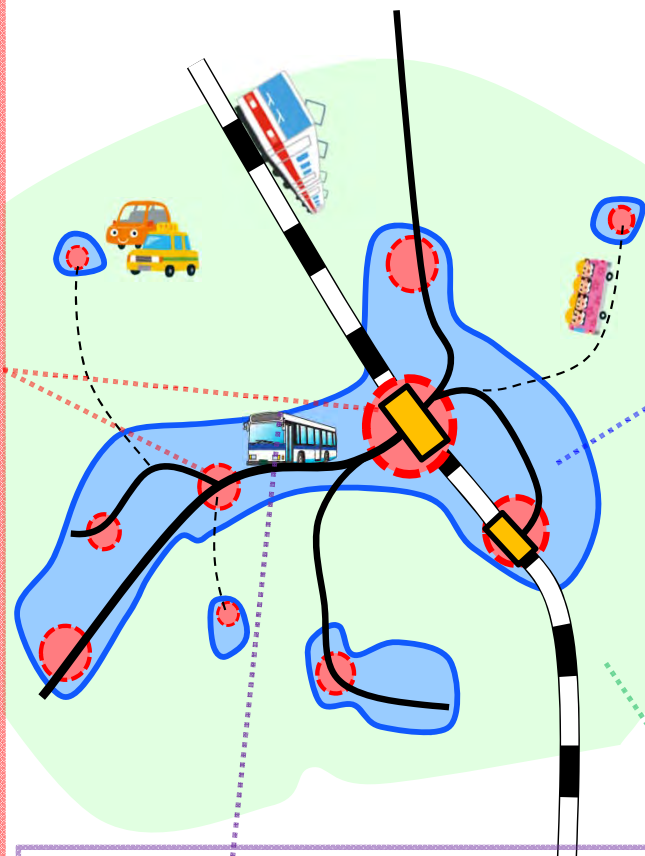
- 区域外の公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 **予算**
- 住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度
(例：低層住居専用地域への用途変更)

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- 市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- 不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
- 都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度
- 跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援 **予算**



公共交通

維持・充実を図る公共交通網を設定

◆公共交通を軸とするまちづくり

- 地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
- 都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通拠点の整備支援 **予算**

立地適正化計画作成について具体的検討の意向を表明している都市

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村				
北海道	札幌市	埼玉県	川越市	石川県	金沢市	愛知県	名古屋市	兵庫県	西宮市	山口県	宇部市	香川県	高松市				
	釧路市		春日部市		小松市		春日井市		尼崎市		山口市		萩市	奈良県	大和郡山市	松山市	
青森県	青森市		志木市		福井県		輪島市		小牧市	東海市	朝来市		三重県		神戸市	香川県	丸亀市
	弘前市		鳩山町	福井市			東海市		岡崎市	姫路市	天理市	八幡浜市		八幡浜市			
	八戸市		寄居町	大野市			岡崎市		豊橋市	たつの市	五條市	新居浜市		伊予市			
	むつ市		坂戸市	鯖江市			豊橋市	亀山市	伊勢市	葛城市	伊予市	四国中央市					
岩手県	矢巾町		本庄市	越前市		津市	桑名市	田原本町	王寺町	宇和島市	西条市						
	北上市		佐倉市	高浜町		伊勢市	守山市	川西町	高知市	高知市	土佐市						
	花巻市	流山市	小浜市	桑名市		野洲市	和歌山市	有田市	南国市	久留米市							
	金ヶ崎町	柏市	あわら市	守山市		湖南市	和歌山市	新宮市	飯塚市	飯塚市							
宮城県	大崎市	神奈川県	相模原市	長野県	長野市	滋賀県	守山市	和歌山県	和歌山市	高知県	高知市	福岡県	久留米市				
	猪苗代町		小田原市		長野市		野洲市		有田市		土佐市		飯塚市	飯塚市			
福島県	二本松市	大和市	松本市		上田市		湖南市		東近江市		草津市		鳥取市	鳥取市	福岡県	飯塚市	飯塚市
	福島市	新潟市	上田市		小諸市		草津市		栗東市	栗東市	島根県		江津市	飯塚市		飯塚市	飯塚市
	国見町	五泉市	小諸市		駒ヶ根市		栗東市	舞鶴市	南丹市	岡山県	大田市	飯塚市	飯塚市	飯塚市			
	郡山市	小千谷市	駒ヶ根市		千曲市	舞鶴市	南丹市	長岡京市	岡山市	倉敷市	飯塚市	飯塚市	飯塚市				
	矢吹町	上越市	千曲市		佐久市	南丹市	長岡京市	高槻市	倉敷市	津山市	飯塚市	飯塚市	飯塚市				
	茨城県	水戸市	見附市		佐久市	岐阜県	岐阜市	茨木市	茨木市	高梁市	高梁市	飯塚市	飯塚市	飯塚市			
土浦市		胎内市	岐阜市	関市	関市	枚方市	枚方市	高梁市	高梁市	飯塚市	飯塚市	飯塚市					
牛久市		新発田市	関市	浜松市	浜松市	寝屋川市	寝屋川市	高梁市	高梁市	飯塚市	飯塚市	飯塚市					
つくば市		魚沼市	静岡県	沼津市	沼津市	守口市	守口市	高梁市	高梁市	飯塚市	飯塚市	飯塚市					
栃木県	宇都宮市	長岡市	静岡県	三島市	三島市	寝屋川市	寝屋川市	高梁市	高梁市	飯塚市	飯塚市	飯塚市					
	栃木市	三条市		伊豆の国市	伊豆の国市	守口市	守口市	高梁市	高梁市	飯塚市	飯塚市	飯塚市					
	下野市	富山市		藤枝市	藤枝市	門真市	門真市	高梁市	高梁市	飯塚市	飯塚市	飯塚市					
	那須塩原市	氷見市		袋井市	袋井市	大東市	大東市	高梁市	高梁市	飯塚市	飯塚市	飯塚市					
群馬県	前橋市	小矢部市		森町	森町	東大阪市	東大阪市	高梁市	高梁市	飯塚市	飯塚市	飯塚市	飯塚市				
	高崎市	入善町		磐田市	磐田市	河内長野市	河内長野市	高梁市	高梁市	飯塚市	飯塚市	飯塚市	飯塚市				
	明和町			長泉町	長泉町	高石市	高石市	高梁市	高梁市	飯塚市	飯塚市	飯塚市	飯塚市				
	邑楽町			静岡市	静岡市			高梁市	高梁市	飯塚市	飯塚市	飯塚市	飯塚市				
	館林市						高梁市	高梁市	飯塚市	飯塚市	飯塚市	飯塚市					

合計175団体（平成27年3月31日現在）

一 人口減少や高齢化の進展など、我が国の地方都市を取り巻く環境が厳しさを増している状況に鑑み、本法に基づく立地適正化計画が適切に活用され、地方都市におけるコンパクトシティの形成や中心市街地の活性化が円滑に進められるよう、地方公共団体と連携しその対応に万全を期すこと。また、その際には、社会資本の維持管理費の増大や財政制約にも留意し、選択と集中によりつつ縮減・集約を促すよう地方公共団体に対し助言を行うこと。

五 住宅の立地の集約化を図ることが重要であることから、**都市機能誘導区域における事業への支援については**、居住誘導区域の設定とあいまって、市街地のコンパクト化に資する内容とすること。また、居住調整地域を設定するなど意欲的に取り組む市町村を積極的に支援するとともに市町村の要望に添った支援に努めること。

3. 都市機能立地支援事業について

都市の再構築に向けた助成制度について

都市再生整備計画事業

拡充

持続可能な都市構造の再構築を図るため、平成24年度補正予算において「地方都市リノベーション事業」を創設

平成26年度予算要求において支援制度の拡充を要求

都市機能立地支援事業【民間補助】

- ・ 民間事業者が実施する都市の生活を支える機能の整備に対する補助制度を創設
- ・ 民間事業者への直接支援を一定条件のもとで実施
- ・ 公的不動産の有効活用を促進

都市再構築戦略事業【交付金】

- ・ 地方都市リノベーション事業を拡充し、事業名称を改称
- ・ まちの拠点となるエリアにおいて、都市の生活を支える機能を含む公共公益施設を整備
- ・ 対象施設を拡充等

地域の状況に応じた両制度の活用により、都市の再構築を図る

都市再生整備計画事業の枠組み

平成25年度
(既存制度)

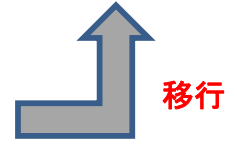
平成26年度以降

地方都市リノベーション事業

都市機能立地支援事業

都市再構築戦略事業

地方都市リノベーション事業
(~H28まで)



都市機能整備に
関して民直補助

制度拡充及び
事業要件の追加

都市機能立地支援事業
・都市再構築戦略事業
創設に伴い、発展的解消

(社会資本整備総合交付金)
都市再生整備計画事業

補助金

(社会資本整備総合交付金)
都市再生整備計画事業

通常事業
国の施策に合致する事業
①都市再生緊急整備地域関連
②中心市街地活性化計画関連
③歴史的風致維持向上計画関連
④低炭素まちづくり計画関連

立地適正化計画
関連を追加

国の施策に合致する事業
①都市再生緊急整備地域関連
②中心市街地活性化計画関連
③歴史的風致維持向上計画関連
④低炭素まちづくり計画関連
⑤立地適正化計画関連

中心市街地活性化計画における
提案事業2割拡充

立地適正化計画
関連を追加

提案事業2割拡充
①中心市街地活性化計画関連
②立地適正化計画関連

一般事業

現状通り

一般事業

都市機能立地支援事業の創設 (平成27年度予算:40億円)

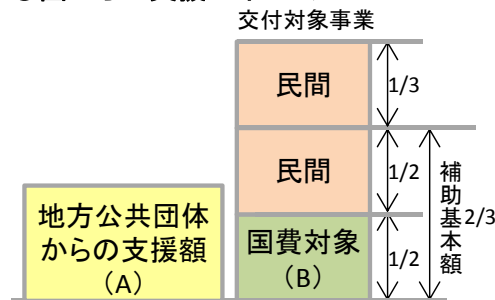
○生活に必要な都市機能(医療・社会福祉・教育文化・商業)を都市機能誘導区域内へ誘導するため、都市機能整備を実施する民間事業者に対し、国から直接支援。(補助率1/2)

○地方公共団体からの支援額については、民間事業者に対する公有地等賃料の減免額や固定資産税等の減免額等を計上することが可能。

○「①低・未利用地の活用」「②複数の敷地の集約・整序」「③既存ストックの活用」「④都市機能の複合整備」を行う事業については、交付対象事業費のかさ上げを行い、民間負担を軽減。

○地域特性に応じた支援タイプの整理
(人口密度維持タイプ、高齢社会対応タイプの創設)

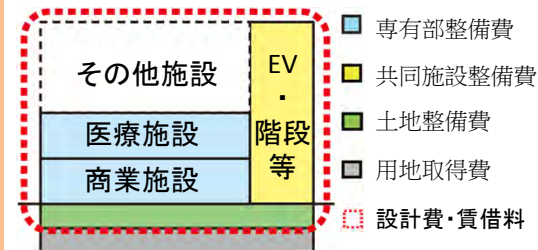
○国からの支援のイメージ



- ・(A)と(B)のいずれか低い額が国からの支援額になります。
- ・一定の要件に該当する場合、補助基本額(設計費・賃借料以外)のかさ上げにより、民間事業者負担を1/3から1/5に軽減可能です。

○交付対象事業範囲

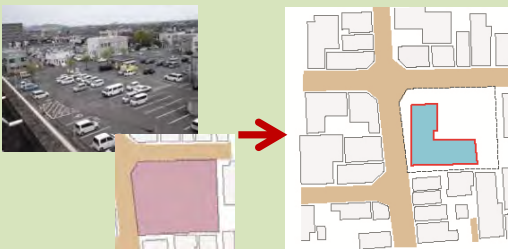
・新設及び空きビル等既存建築物を活用した都市機能整備に要する費用



※1:23%相当に限る

※2:緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分に限る

①低・未利用地を活用し、土地を有効利用することにより、生活に必要な都市機能を整備

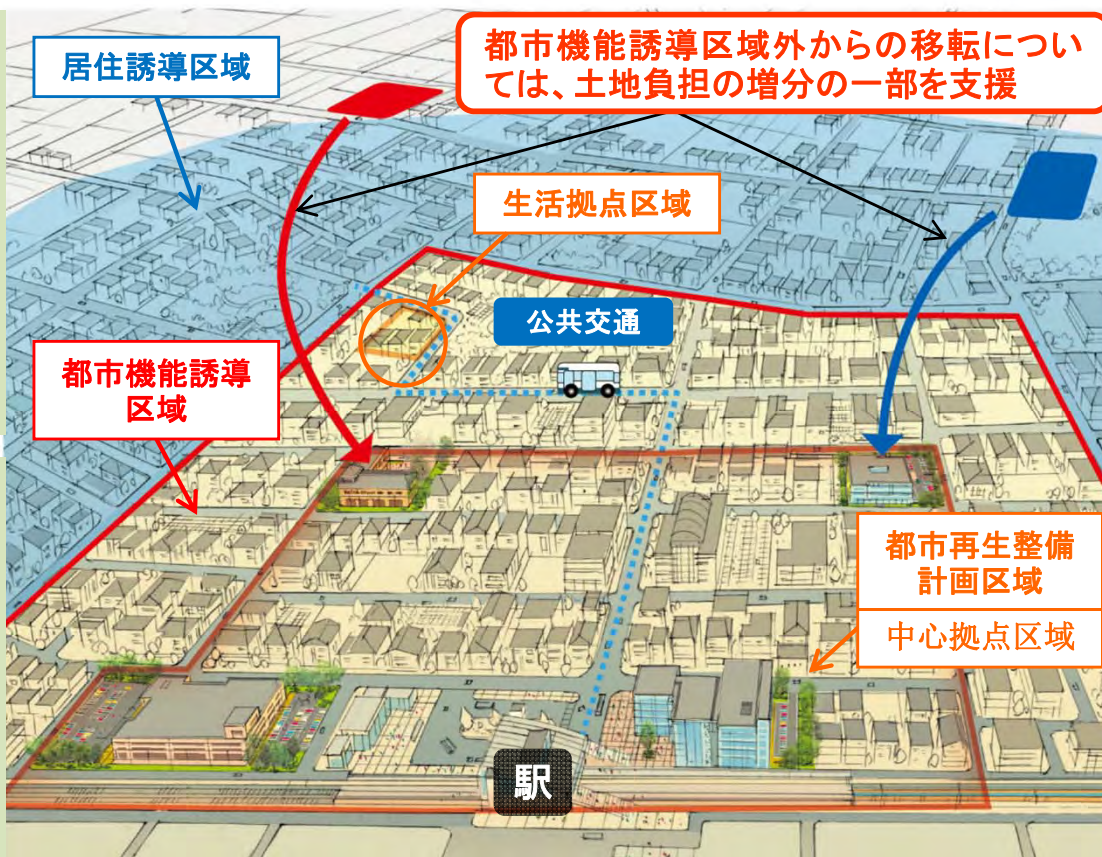


まちなかに低・未利用地が存在
低・未利用地を活用し、教育施設を整備

③既存ストックの有効活用を図るため、コンバージョンにより、生活に必要な都市機能を整備



核テナントが撤退し、空きフロアが存在
既存ストックを活用し、子育て支援施設や社会福祉施設等を整備



都市機能誘導区域外からの移転については、土地負担の増分の一部を支援

②複数の敷地の集約・整序を行い、土地を

有効利用し、生活に必要な都市機能を整備



細分化された敷地に建築物が立地
敷地を集約し、医療施設を整備

④中心拠点の核の形成に向けて、生活に必要な都市機能を複合整備



民間事業者がスーパー、公共が図書館を整備し、官民連携して都市機能を確保

都市機能立地支援事業について

(1) 都市機能立地支援事業の概要

【地方都市】

人口減少による人口密度の低下により都市の生活を支える機能(医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業)の維持が困難となるおそれがあります。

【大都市】

高齢者の急増に伴う福祉等機能へのアクセスを確保するため、当該機能の適正立地を図る必要があります。

まちの活力の維持・増進(都市再生)、持続可能な都市構造への再構築の実現に向け、まちの拠点となるエリアにおいて医療・福祉等の都市機能を整備する**民間事業者**に対して、市町村が学校跡地等の公的不動産を安価で賃借させる場合等には、国からも民間事業者に直接支援を行う新たな補助制度として「**都市機能立地支援事業**」を創設しました。

都市機能の計画的配置、人口密度の維持、公共交通の充実による『多極ネットワーク型コンパクトシティ』の推進。

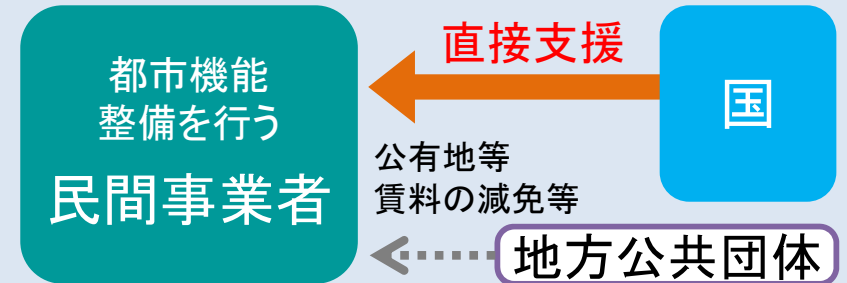
都市機能の計画的配置、公共交通の充実による高齢化に対応したまちづくりの推進。

都市機能立地支援事業について

(2) 都市機能立地支援事業の特徴(その1)

① 民間事業者への直接補助

- ◎ 生活に必要な都市機能(医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業)を都市機能誘導区域内へ誘導するため、都市機能整備を実施する民間事業者に対し、国から直接支援。(補助率1/2)



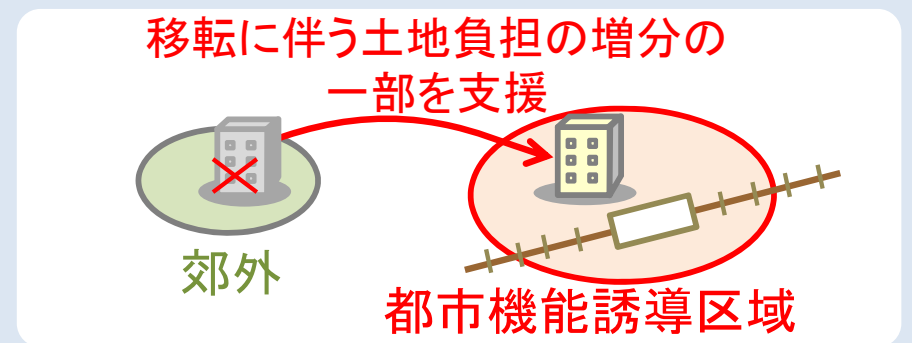
② 市町村による柔軟な支援

- ◎ 交付金事業の間接交付とは異なり、民間事業者に対する公有地等賃料の減免額や固定資産税等の減免額等を市町村の支援額として取り扱うことにより、民間事業者に対して国から直接支援を行うことが可能。



③ 土地負担の増分の一部を支援

- ◎ 都市機能誘導区域の外から中へ誘導施設を移転する場合、土地負担の増分の一部を支援。

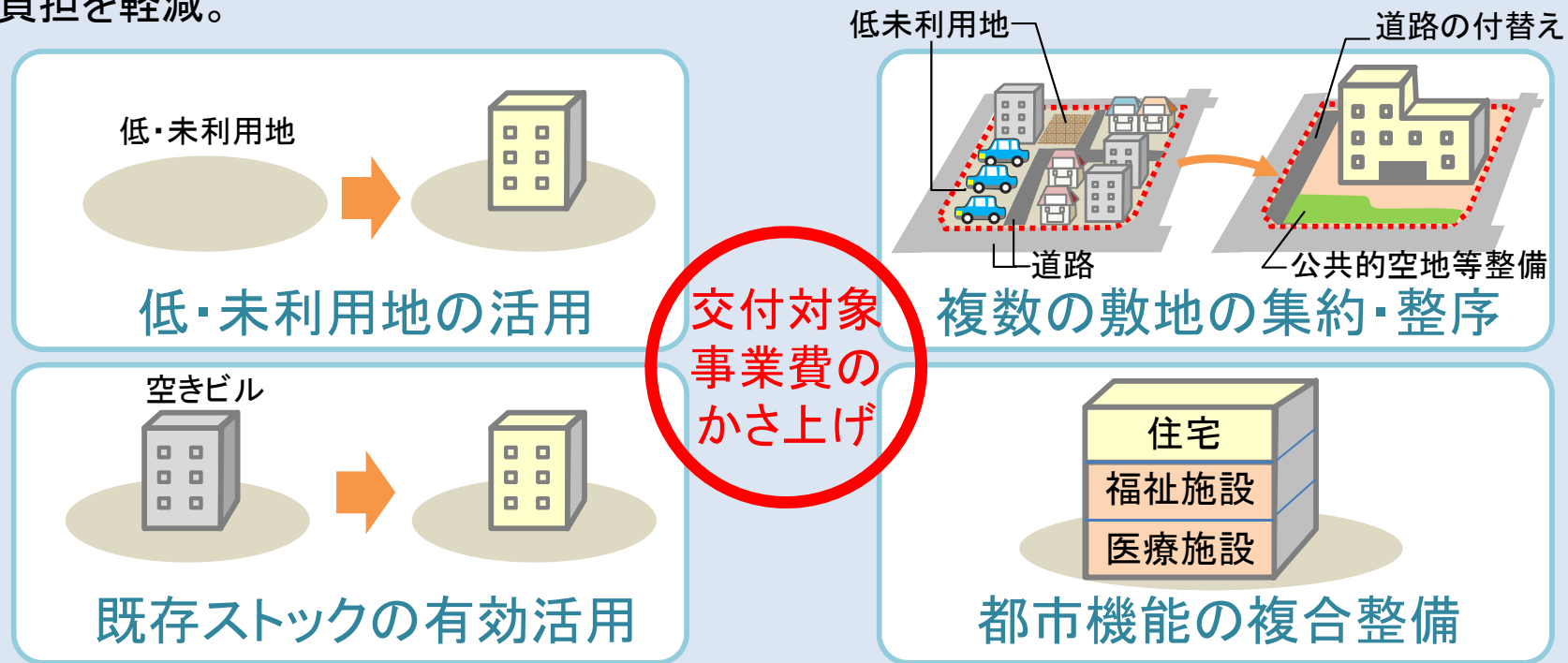


都市機能立地支援事業について

(2) 都市機能立地支援事業の特徴(その2)

④ 交付対象事業費のかさ上げ措置

◎「低・未利用地の活用」「複数の敷地の集約・整序」「既存ストックの有効活用」「都市機能の複合整備」を行う事業は、交付対象事業費のかさ上げ(設計費・賃借料を除いた額に係数1.20を乗じる措置)を行い、民間負担を軽減。



⑤ タイプ別の支援策

◎地域特性に応じ、「人口密度維持タイプ」の他、「高齢社会対応タイプ」を創設。(人口密度維持タイプは、三大都市圏の政令市及び特別区では実施できません)

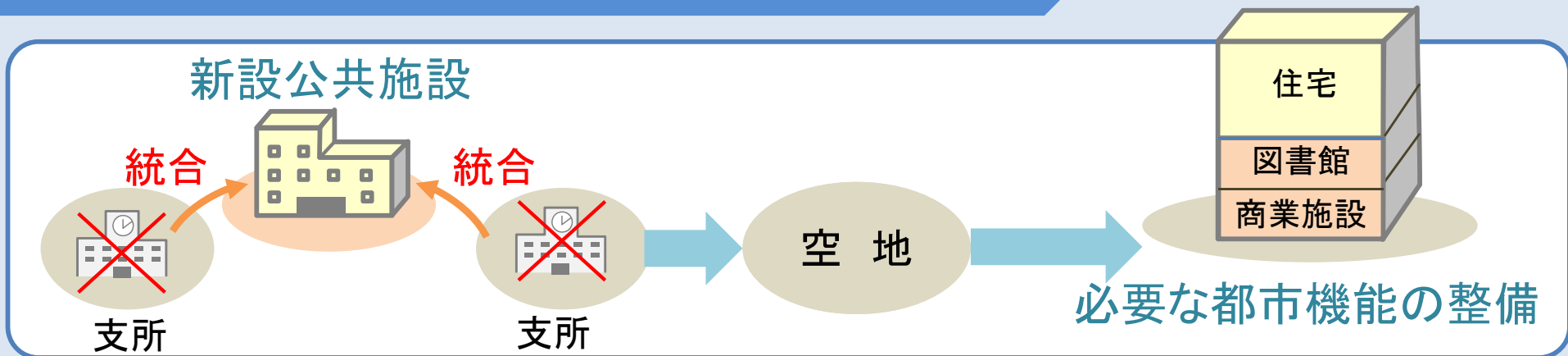
人口密度維持タイプ

高齢社会対応タイプ

都市機能立地支援事業について

(3) 民間事業者に対する市町村の支援方法(事例①)

学校跡地等の公有地を活用して都市機能を整備する場合



市

- ・「立地適正化計画」に必要な都市機能施設を、「誘導施設」として位置づけ
- ・「誘導施設」の整備を条件
- ・用地の賃料の減免を約束
(賃貸年 × 減免額 × 1/2 × 現在価値化)

公表

公募

支援

減免の措置

都市機能整備を行う
民間事業者

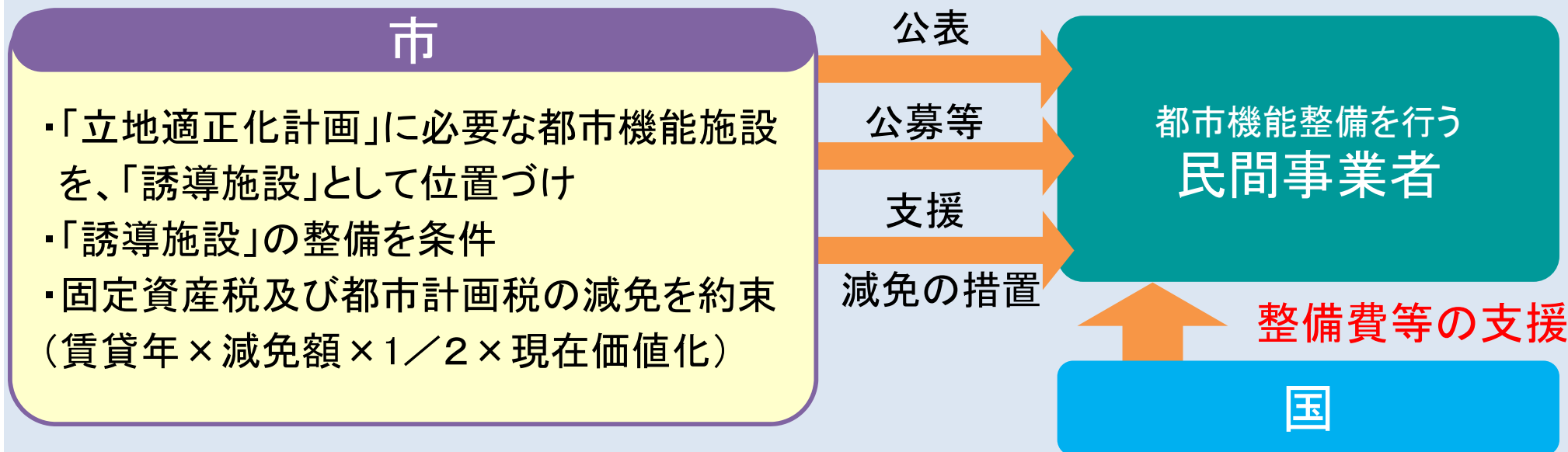
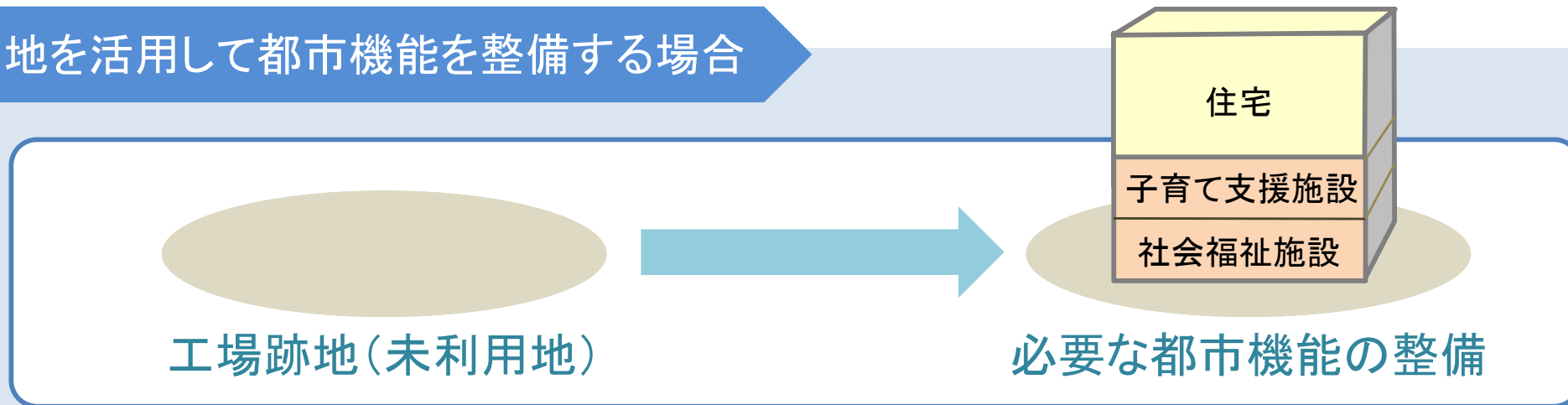
整備費等の支援

国

都市機能立地支援事業について

(3) 民間事業者に対する市町村の支援方法(事例②)

民有地を活用して都市機能を整備する場合



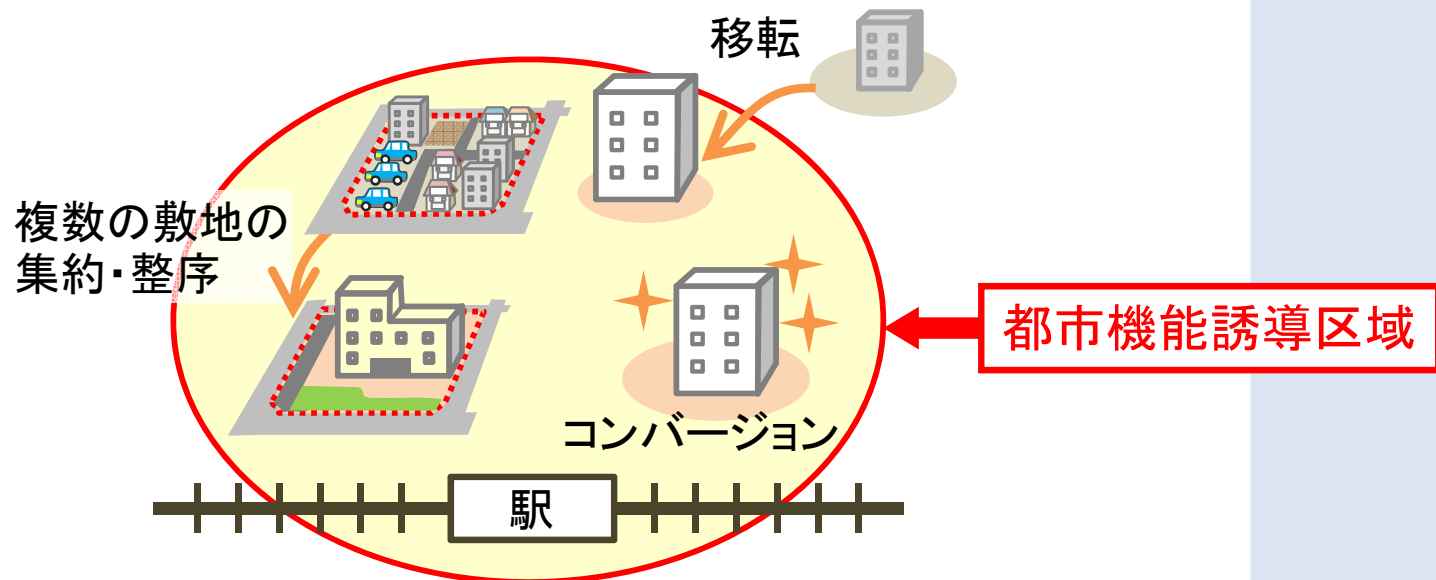
都市機能立地支援事業について【人口密度維持タイプ】

(4) 人口密度維持タイプについて

① 目的

拡大した市街地において、人口密度の低下や高齢者の急増により都市の生活や企業活動を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業）の維持が困難となるおそれがある中、まちの拠点となるエリアへ医療・商業等の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進（都市の再生）、接続可能な都市構造への再構築の実現を図る。

三大都市圏の政令都市及び特別区以外の市町村で活用可能。



都市機能の誘導イメージ

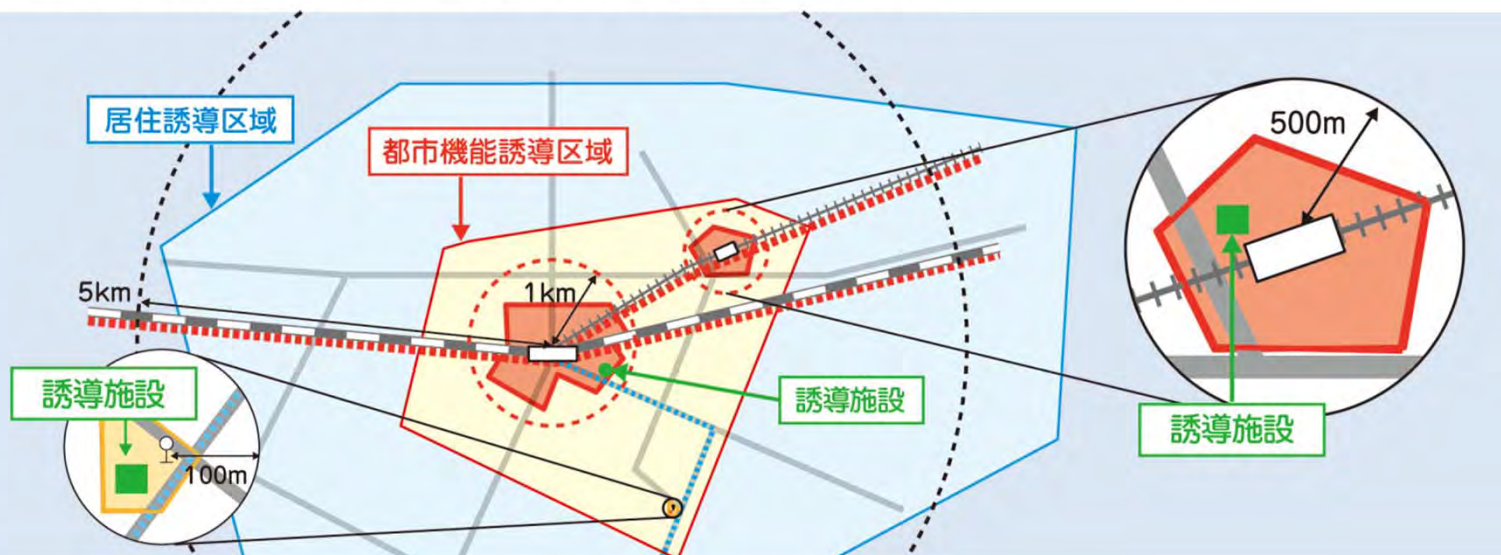
都市機能立地支援事業について【人口密度維持タイプ】

②対象となる区域について

都市全体の公的不動産の活用方針を記載した立地適正化計画に位置づけられた都市機能誘導区域内で、かつ都市再生整備計画区域内となります。

区域要件

- ピーク時片道3本以上の公共交通
- 公共交通
- 都市再生整備計画区域
- 中心拠点区域
(DID地区・公共交通圏・公共用地率15%以上)
- 生活拠点区域



「都市機能立地支援事業」の活用にあたって設定する区域

「中心拠点区域」(設定は必須)

- 必要な都市機能を誘導し、まちの活力の維持・増進や、持続可能な都市構造の再構築を積極的に図る拠点区域
- ・人口集中地区(DID)(今後、直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区と見込まれる区域も含む)
 - ・鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内、又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内(いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすもの)
 - ・公共用地率15%以上(今後、公共用地率が15%以上となることが確実である地域も含む)

「生活拠点区域」(設定は任意)

- 中心拠点区域の都市機能を公共交通により活用可能な区域で、公共交通の利用促進にもつなげる拠点区域
- ・中心拠点区域に接続するバス・鉄軌道の停留所・停車場等の半径100m圏内
 - ・中心拠点区域の中心部から半径5kmの範囲内
 - ・市街化区域内、又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内
- ただし、生活拠点区域は、中心拠点区域を設定している場合に限り、区域設定ができるものとする

都市機能立地支援事業について【人口密度維持タイプ】

③対象となる誘導施設(中心拠点区域)

誘導施設は、都市に必要な都市機能を確保するため、補助対象となる施設の総称です。
中心拠点区域内においては、次の施設が対象となります。

中心拠点区域における誘導施設

対象施設	施設名	法的位置付け	対象施設	施設名	法的位置付け		
1) 医療施設	特定機能病院	医療法第4条の2	3) 教育文化施設	中学校	学校教育法第1条		
	地域医療支援病院	医療法第4条		高等学校			
	病院	診療所		医療法第1条の5		中等教育学校	
						特別支援学校	
	調剤薬局	医療法第1条の2		大学			
2) 社会福祉施設	「社会福祉法」「老人福祉法」「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「生活保護法」「高齢者の医療の確保に関する法律」「地域における医療及び介護の促進に関する法律」「介護保険法」「児童福祉法」「母子及び寡婦福祉法」「母子保健法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、 通所等を主目的とする施設			高等専門学校		専修学校	学校教育法124条
				各種学校	学校教育法134条		
						図書館	図書館法第2条第1項
						博物館	博物館法第2条第1項
						美術館	
			博物館相当施設			博物館法第29条	
			3) 教育文化施設	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項	4) 商業施設	次の要件を全て満たす施設 ・周辺に同種施設がないこと ・市町村が必要と判断したこと ・多数の者が出入りし、利用することが想定されること (風営法2条各項に規定する施設でないこと)
幼稚園	学校教育法第1条						
小学校							

※赤字は、地方都市リノベーション推進施設から拡充された施設

都市機能立地支援事業について【人口密度維持タイプ】

③対象となる誘導施設（生活拠点区域）

生活拠点区域においては、次の施設が対象となります。

生活拠点区域における誘導施設

生活拠点区域における誘導施設の整備は、公共交通利用者が安全・快適に利用することができる施設の整備（待合スペース、情報板、駐輪場等）を併せて行うことが必要です。

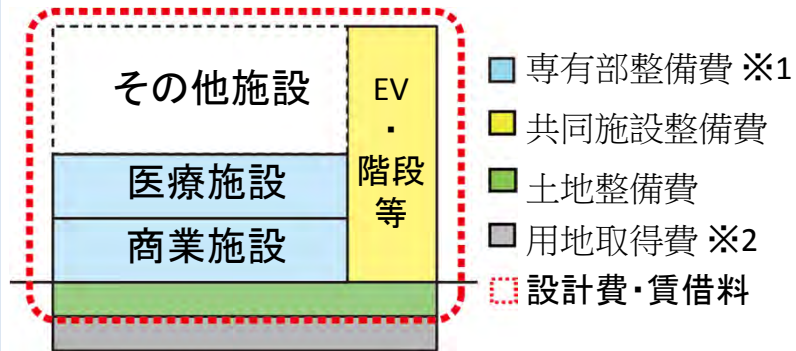
対象施設	施設名	法的位置付け
1) 医療施設	病院	医療法第1条の5
	診療所	
	調剤薬局	医療法第1条の2
2) 商業施設	次の要件を全て満たす施設 ・周辺に同種施設がないこと ・市町村が必要と判断したこと ・多数の者が出入りし、利用することが想定されること (風営法2条各項に規定する施設でないこと)	
3) 地域交流センター	高次都市施設に定める地域交流センター	



都市機能立地支援事業について【人口密度維持タイプ】

④ 交付対象事業範囲及び国からの支援イメージ

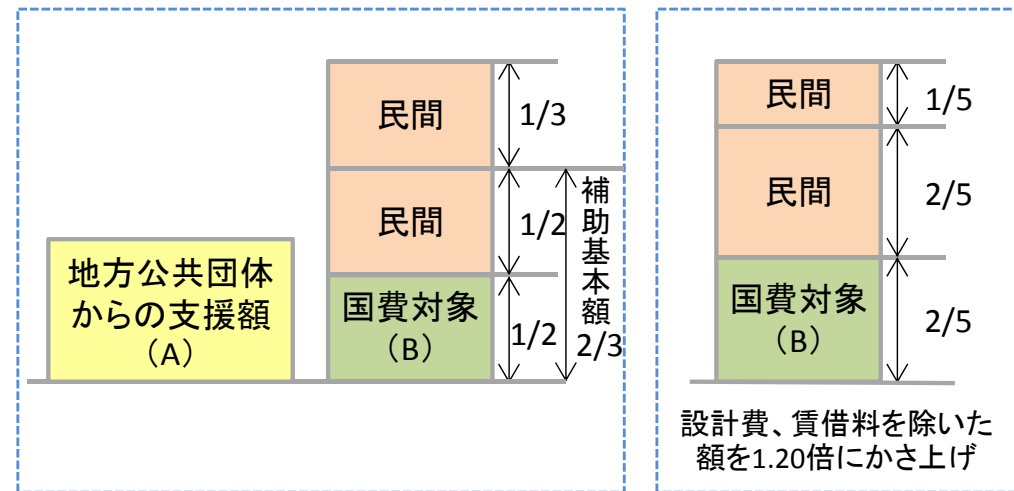
誘導施設の交付対象事業範囲



※1: 専有部整備費の23%相当に限る

※2: 緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分に限る

国からの支援イメージ



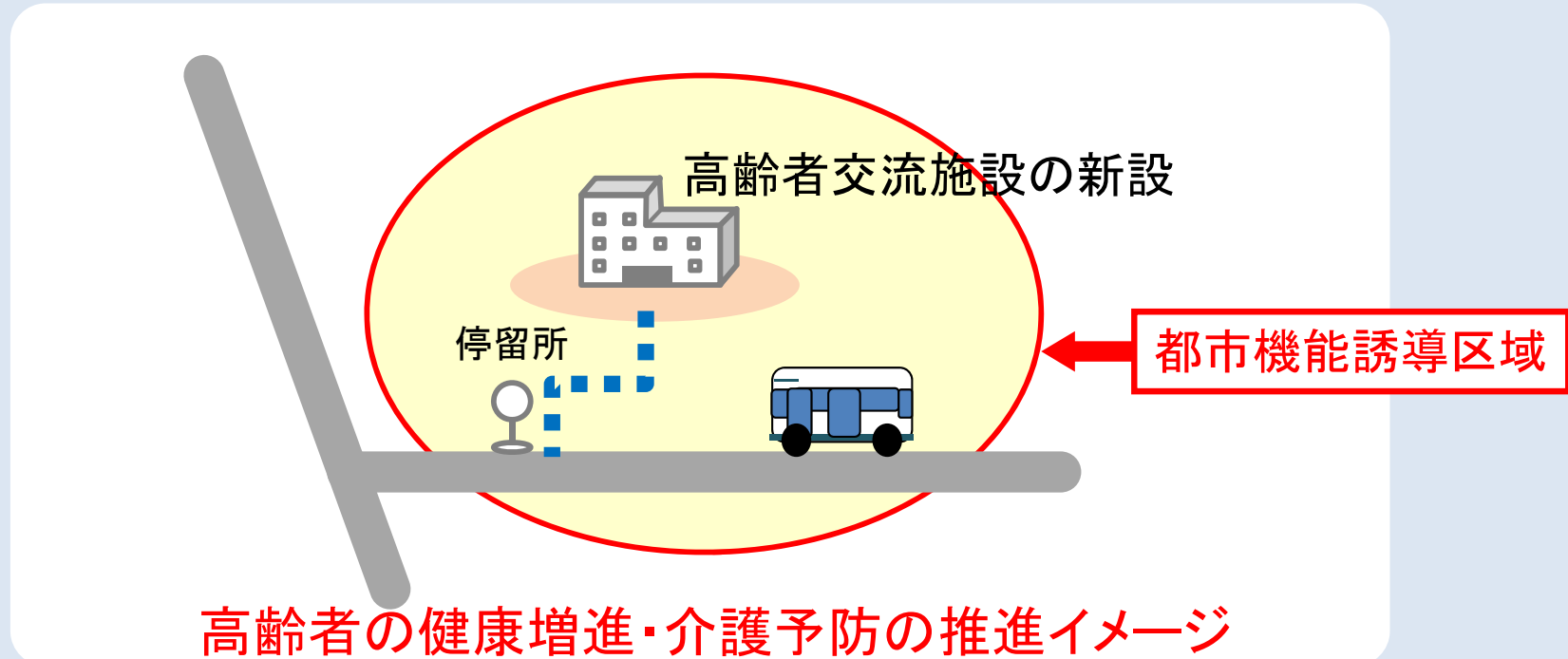
- ・(A)と(B)のいずれか低い額が国からの支援額になります。
- ・一定の要件に該当する場合、補助基本額(設計費・賃借料以外)のかさ上げにより、民間事業者負担を1/3から1/5に軽減可能です。

(5) 高齢社会対応タイプ

① 目的

高齢社会における社会保障費の節減を進めるため、高齢者が自ら公共交通を活用し、歩いて通うことができる施設を駅等に近接して適切に配置することにより、高齢者の健康増進・介護予防の推進を図る。

三大都市圏の政令市及び特別区も活用が可能。

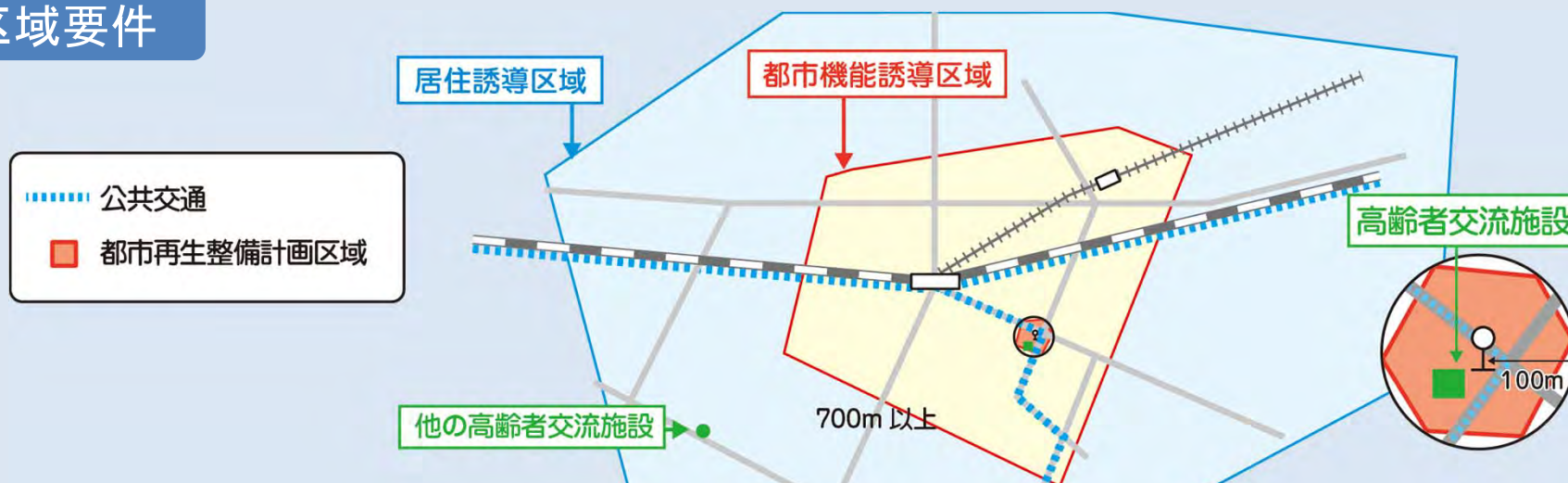


都市機能立地支援事業について【高齢社会対応タイプ】

②対象となる区域について

都市全体の公的不動産の活用方針を記載した立地適正化計画に位置づけられた都市機能誘導区域内で、かつ都市再生整備計画区域内となります。

区域要件



都市全体の公的不動産の活用方針を記載した立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内において、以下の要件を全て満たす都市再生整備計画区域内の事業が対象となります。

- ①高齢者密度(65歳以上の高齢者)が40人/ha以上であること
(直近の国勢調査の結果に基づく高齢者密度を対象とし、今後直近の国勢調査の結果において高齢者密度が40人/haとなることが見込まれる区域も含む)
- ②バス、鉄軌道の停留所・停車場から半径100mの範囲内
- ③公共用地率15%以上の区域内 (今後、公共用地率が15%以上となることが確実である地域を含む。)

※ただし、他の高齢者交流施設との距離が700m以上離れている施設であり、立地適正化計画に誘導施設として位置づけられていることが必要。





都市機能立地支援事業について【高齢社会対応タイプ】

③対象となる施設

都市全体の公的不動産の活用方針を記載した「立地適正化計画」に位置付けられた誘導施設であり、以下のような高齢者交流施設が対象となります。

高齢者交流施設

高齢者交流施設は、高齢者が公共交通を活用し、徒歩により通所可能であり、高齢者の相互交流や、健康増進、生きがい活動などを通じて、介護予防に資する施設です。

	千葉市 中央いきいきプラザ	八王子市 恩方老人憩の家
施設概要	60歳以上の方の福祉増進と活動支援のための施設。各種講座や健康づくり事業等を行い、教養の向上やレクリエーション活動を通じた介護予防拠点としての機能を担っている。また、団体活動のための講座室や多目的室などがある。	趣味の教室やサークル活動を通じてふれあいを深め、仲間づくりをする交流の場として利用できる施設。教養の向上、レクリエーション等自主的な活動の場を通じて地域の高齢者の心身の健康増進を図ることにより、介護予防に資する。
写真	 	 

4. 都市再構築戦略事業について

都市再構築戦略事業について

背景

地方都市では、人口減少と高齢化、地場産業の停滞などにより、地域の活力が低下しており、経済社会情勢の変化に応じた都市の再構築(リノベーション)が喫緊の政策課題

都市全体の観点から必要な都市機能を誘導するための**立地適正化計画**を作成

都市再構築戦略事業の実施

①地方都市の既成市街地において、既存ストックの有効利用を図りつつ、将来にわたって持続可能な都市とするために**必要な都市機能(医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等)**の整備・維持を支援し、地域の中心拠点の形成を図る。

②さらに、中心拠点と公共交通によって結ばれた駅・停留所の周辺部において、地域の生活に**必要な都市機能(医療・商業等)**の整備・維持を支援し、生活拠点の形成を図る。

**中心部・周辺部全体として
持続可能な都市構造へ
再構築。**



都市再構築戦略事業の構成

- (1) 中心拠点区域内における**誘導施設**の整備事業。(必須)
- (2) 生活拠点区域内における**誘導施設**の整備事業。
- (3) 中心拠点区域内又は生活拠点区域内において、事業を推進するため(1)又は(2)の事業と**一体的に実施する都市再生整備計画事業のその他の交付対象事業**。(いわゆる「提案事業」を除く。)

(1) 都市再構築戦略事業の概要

都市再構築戦略事業とは

人口減少と高齢化、地場産業の停滞などにより、地域の活力が低下しており、社会経済情勢の変化に応じた都市の再構築(リノベーション)を行うことが喫緊の政策課題であるとの認識のもと、平成24年度補正予算において、「地方都市リノベーション事業」を創設しました。

平成26年度より事業内容を拡充した上で、「都市再構築戦略事業」に事業名称を変更し、新たに「人口密度維持タイプ」及び「高齢社会対応タイプ」を創設しました。

地方都市リノベーション事業

拡充

都市再構築戦略事業

人口密度
維持タイプ

高齢社会
対応タイプ

都市再構築戦略事業について

(2) 交付対象事業

誘導施設の整備とあわせて、都市の再構築に必要な、道路・公園・広場等のその他の基幹事業の整備を併せて行うことで、効果的かつ効率的に都市の再構築を行う必要があります。

	交付対象事業	対象施設等
基幹事業	中心拠点区域の誘導施設(必須事業)	医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設
	生活拠点区域の誘導施設	医療施設、商業施設、地域交流センター
	高齢者交流施設	
	道路	
	公園	
	古都及び緑地保全事業	
	河川	
	下水道	
	駐車場有効利用システム	
	地域生活基盤施設	緑地、広場、駐車場(共同駐車場含む)、自転車駐車場、荷物共同集配施設、公開空地(屋内空間も含む)、情報版、地域防災施設、人工地盤等
高質空間形成施設	緑化施設等、電線類地下埋設施設、電柱電線類移設、地域冷暖房施設、歩行支援施設・障害者誘導施設等	

	交付対象事業	対象施設等
基幹事業	高次都市施設	地域交流センター、観光交流センター、まちおこしセンター、子育て世代活動支援センター、複合交通センター
	既存建造物活用事業	
	土地区画整理事業	
	市街地再開発事業	
	住宅街区整備事業	
	バリアフリー環境整備促進事業	
	優良建築物等整備事業	
	住宅市街地総合整備事業	
	街なみ環境整備事業	
	住宅地区改良事業等	
	都心共同住宅供給事業	
	公営住宅等整備	公営住宅、地域優良賃貸住宅
	都市再生住宅等整備	
	防災街区整備事業	

※都市再構築戦略事業では、提案事業は実施できません。

※都市再構築戦略事業は、誘導施設の整備が必須要件となりますが、都市機能立地支援事業において整備される誘導施設が、都市再構築戦略事業を実施する区域内に立地し、都市機能立地支援関連事業と位置づけられる場合、必須要件である誘導施設の整備は不要です。

都市再構築戦略事業について

(3) 都市再構築戦略事業の主な特徴と拡充概要

三大都市圏の政令市・特別区も対象へ

都市再構築戦略事業

地方都市リノベーション事業

- ・交付率 40%⇒50%
- ・かさ上げ措置
- ・間接交付も可能

拡充④

高齢社会対応タイプの創設
(交付率40%)
(高齢者交流施設に限定)

支援措置の拡充

拡充① 対象施設の追加

拡充② かさ上げ措置要件の追加

拡充③ 土地負担増分の一部支援追加

都市再構築戦略事業の
(交付金事業) 創設

都市機能立地支援事業
(PRE活用可能な
民直補助金事業) の創設

5. 都市再生整備計画事業のH27見直しについて

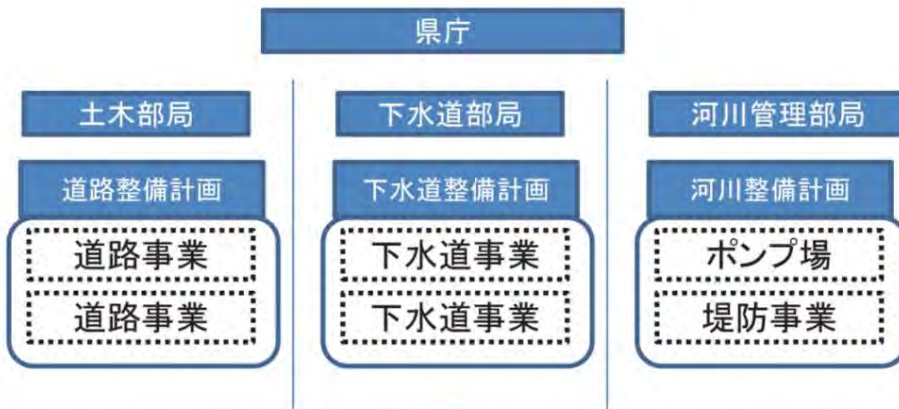
① 見直しの背景

社会資本整備を巡る現状と課題(H26.10.20 財政制度等審議会財政制度分科会)

財政審資料引用

社会資本整備総合交付金等の問題点②(重点化・効率化が図られているか)

地方公共団体側においても、縦割りが温存されているのではないか？



東京都(都内の自治体を含む)の例では、基幹事業とは異なる他種の事業を含む計画は1割程度。

地方公共団体における柔軟な執行を確保する観点から、事業間、年度間の流用の自由度が高いほか、国土交通省の承認の下、計画をまたぐ流用も可能。

⇒ 執行体制が縦割りとなっていること等により、100億円以上の不用(平成25年度)を出した自治体も存在。

地方公共団体においても縦割りの弊害を排し、分野横断的な取組が必要なのではないか？
特にコンパクト・シティの推進のような取組は全庁的な取組が必要。

コンパクト・シティを推進するため、町づくり関係の補助メニューについては、補助対象を都市再生特別措置法における誘導区域内に限定するといった対応も考えられるのではないか？

① 見直しの背景

社会資本整備を巡る現状と課題(H26.10.20 財政制度等審議会財政制度分科会)

財政審資料引用

社会資本整備総合交付金等の問題点③(補助メニューの見直し)

- 社会資本整備総合交付金の基幹事業の一つに、市町村が取り組む持続可能な集約型都市構造への転換を促す観点から、拠点区域における都市機能(医療、福祉、子育て支援等)の整備を支援する都市再生整備計画事業(地方都市リノベーション事業)がある。
※ 平成26年度においては、都市再生整備計画事業を含む計画に対する支援額は約1,000億円。
- 実際の用途を見ると、そもそも国としてその設置を支援すべき施設か精査が必要であると考えられることに加え、統合集約化を図るものや更新時期に併せた移転を伴うもののみならず、単純に新たに施設を整備している事例も見られる。
- 先進的な自治体の中には、ハコモノの新設を原則停止するとともに、その総量を削減する数値目標を掲げているところもある中で、安易なハコモノ整備を助長することのないよう補助メニューは抜本的に見直すべき。

地方都市リノベーション事業で整備したハコモノ(平成25年度)

	統合集約化	更新(移転)	更新(原位置)	新規整備
小学校、中学校、高等学校	2	—	—	1
大学	—	—	1	2
図書館	—	6	—	1
美術館・博物館	—	1	2	1
医療施設(病院)	—	1	2	
子育て支援施設(保育所)	—	3	2	1
社会福祉施設(老人福祉センター等)	—	1	—	2
商業施設	—	—	2	4

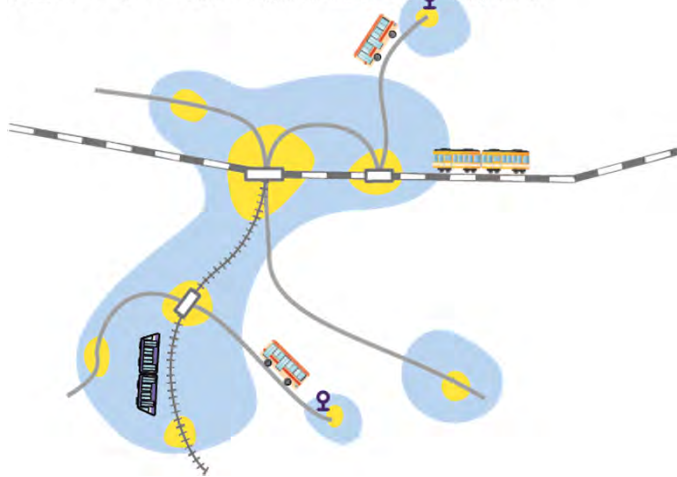
② 支援対象区域について

(1) 見直しの方向性

支援対象を以下のいずれかの要件に該当するものとする

ア) コンパクトシティの推進を支援するための計画

コンパクトな都市構造への転換を図り、持続可能な都市経営を行っていく考え方を踏まえたものについて支援を重点化。



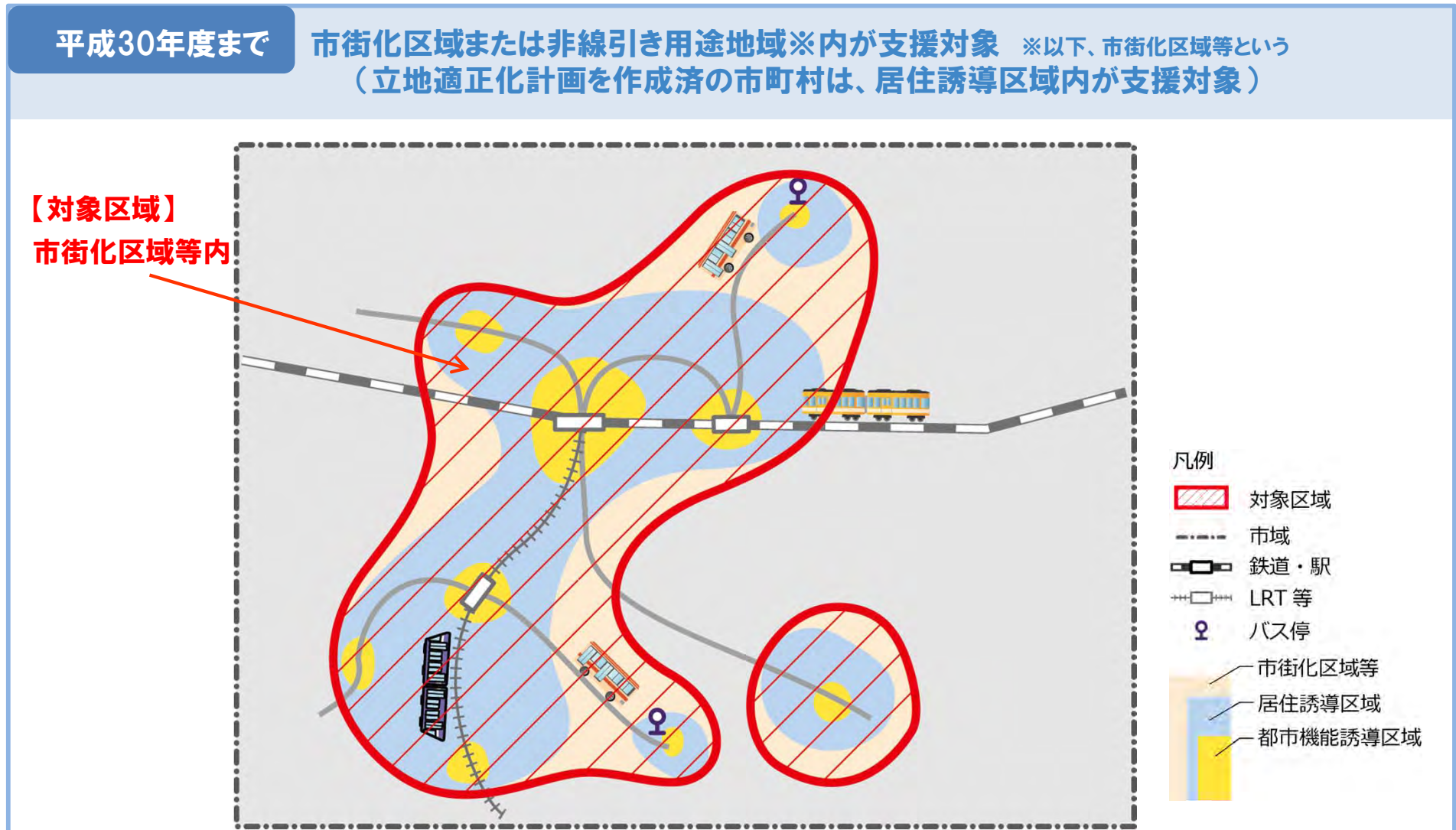
イ) 都市外延部の観光等地域資源の活用に関する計画

都市の外延部における、農業や観光など地域資源をいかした産業の推進により戦略的・具体的に都市の持続性が示されたもの等について支援を重点化。



② 支援対象区域について

(2)コンパクトシティの推進を支援するための計画について



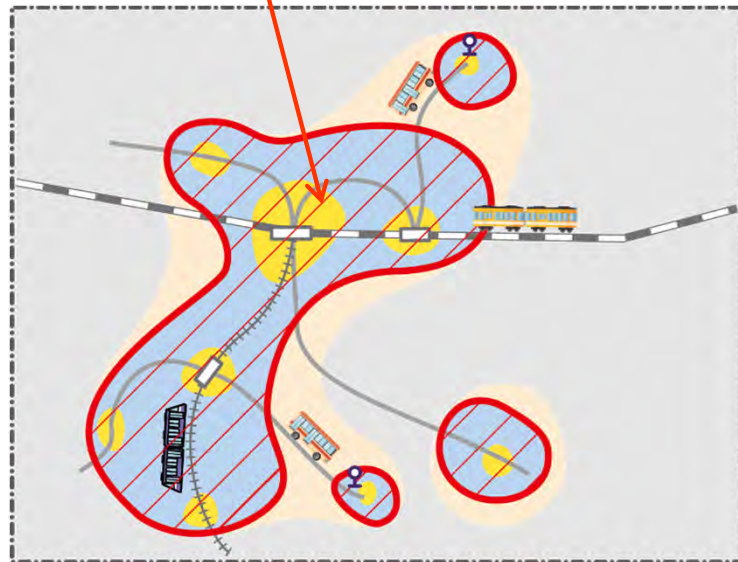
② 支援対象区域について

(2)コンパクトシティの推進を支援するための計画について

平成31年度以降 以下の区域が支援対象

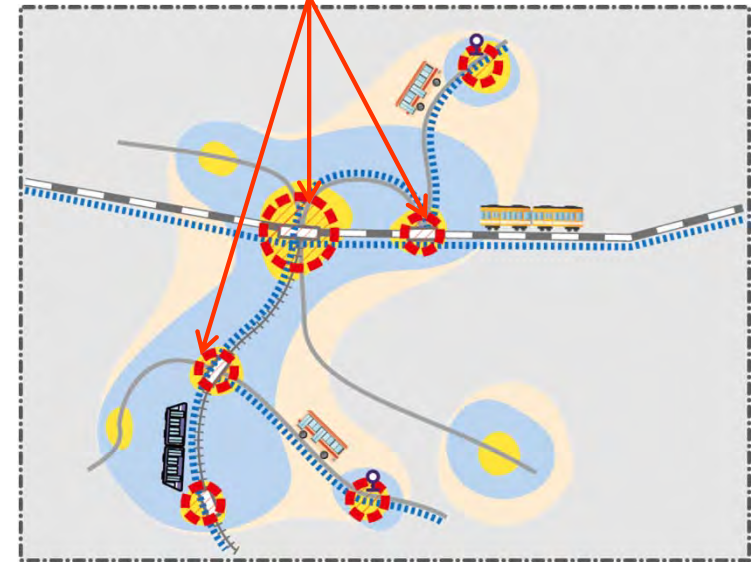
①立地適正化計画を作成している市町村

【対象区域】
居住誘導区域内



②立地適正化計画を作成していない市町村

【対象区域】
市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内、又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内(いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすもの)



② 支援対象区域について

(3) 都市外延部の観光等地域資源の活用に関する計画について

a. 計画の整合に関する要件

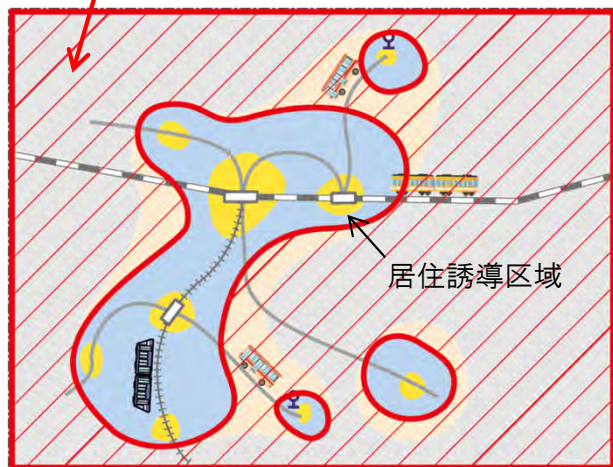
当該市町村のコンパクト化の方針と齟齬がなく、観光等地域資源の活用に関する計画のあるもの

◎都市再生整備計画に**都市のコンパクト化の方針**を記載
(齟齬がないことを国において確認)

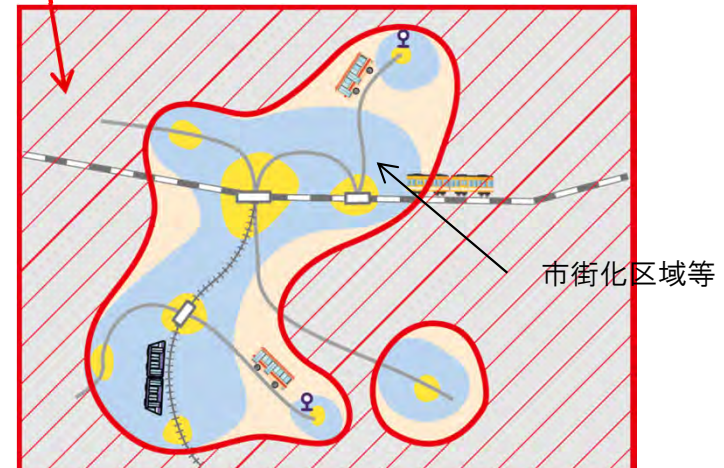
◎当該市町村の**観光等地域資源の活用に関する計画**
(例:歴史的風致維持向上計画、観光圏整備実施計画)

b. 対象区域に関する要件

①立地適正化計画を作成している市町村
【対象区域】居住誘導区域外

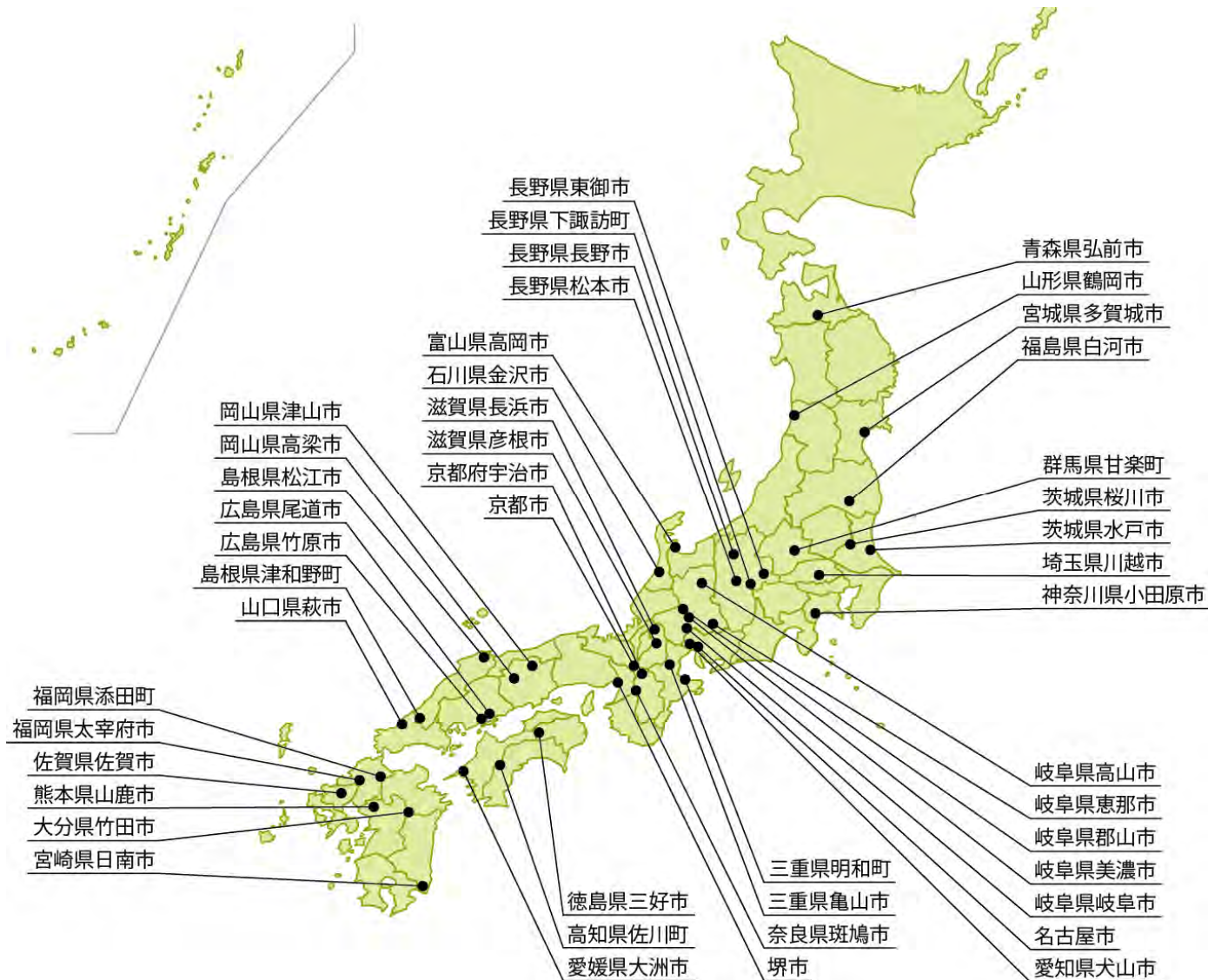


②立地適正化計画を作成していない市町村
【対象区域】市街化区域等外(市街化区域等がない場合は市町村全域)



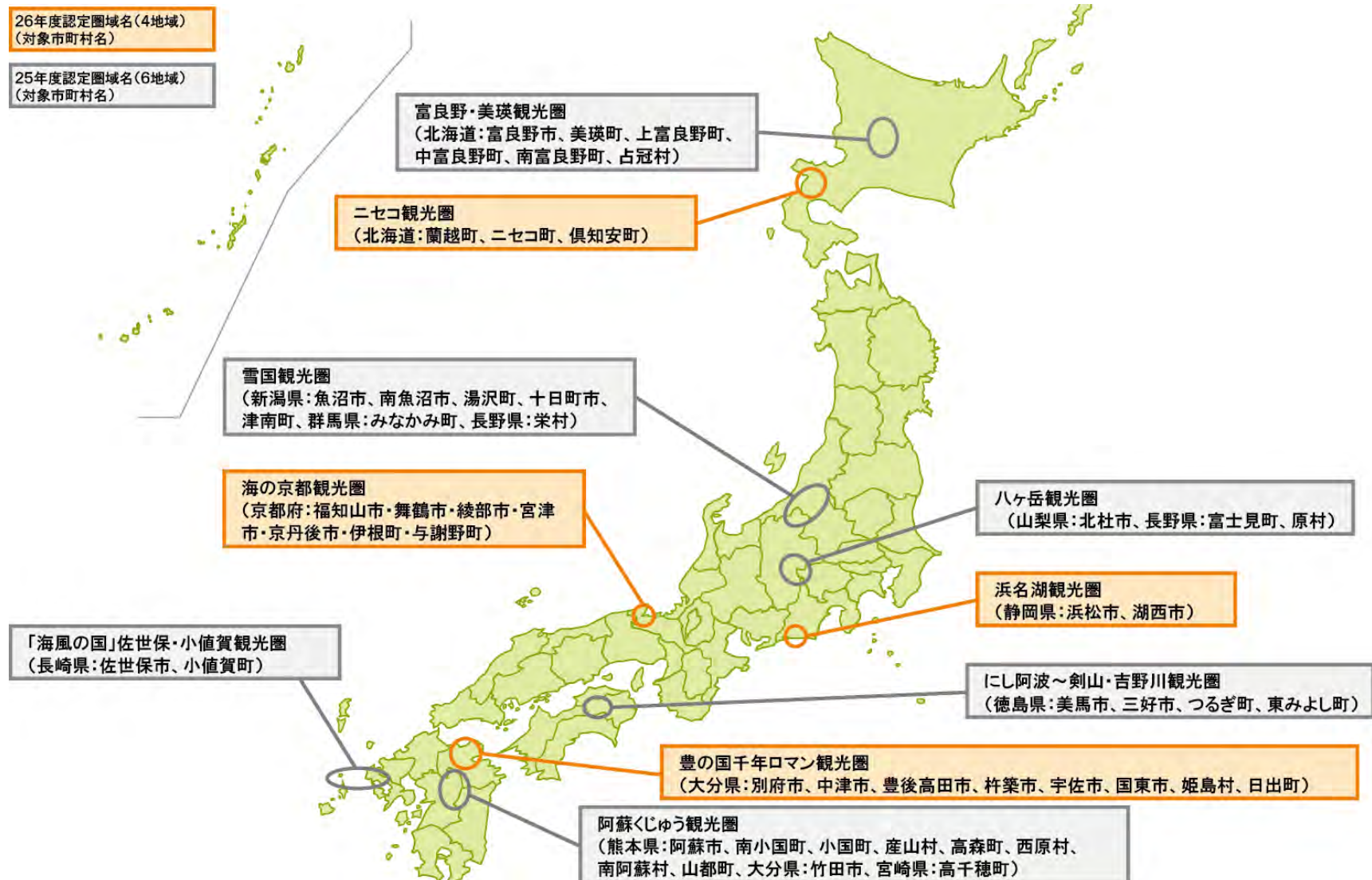
② 支援対象区域について

＜参考＞歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
認定状況（平成26年6月末時点）



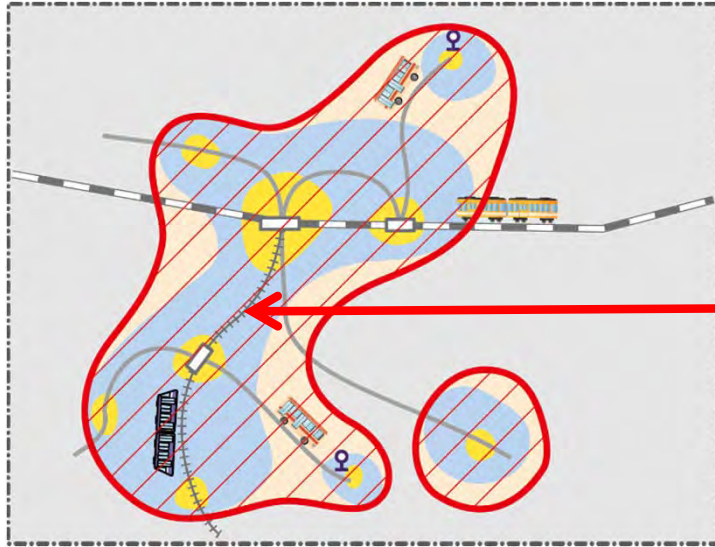
② 支援対象区域について

<参考> 観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画 認定地域(平成26年7月4日時点)



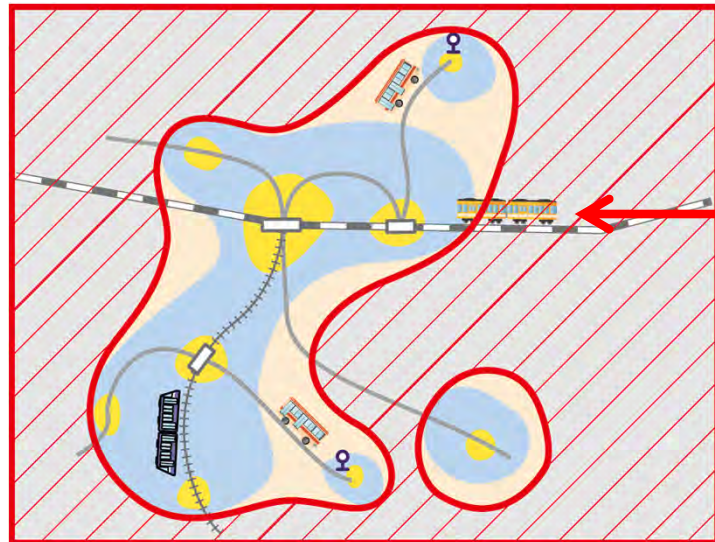
② 支援対象区域について(まとめ①)

平成30年度まで



ア)コンパクトシティの推進を
支援するための計画

市街化区域等内




イ)都市外延部の観光等地域
資源の活用に関する計画


市街化区域等外

かつ
当該市町村のコンパクト化の方針と
齟齬がなく、観光等地域資源の活用
に関する計画のあるもの

凡例


 対象区域

 市域


 鉄道・駅

 LRT等

 バス停

 市街化区域等

 居住誘導区域

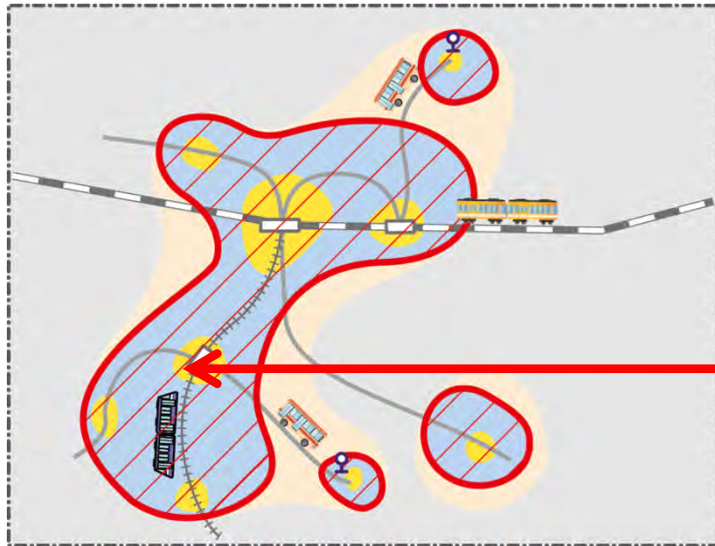
 都市機能誘導区域

※ 立地適正化計画を作成済の市町村においては、
「市街化区域等」内外ではなく、「居住誘導区域」内外

② 支援対象区域について(まとめ②)

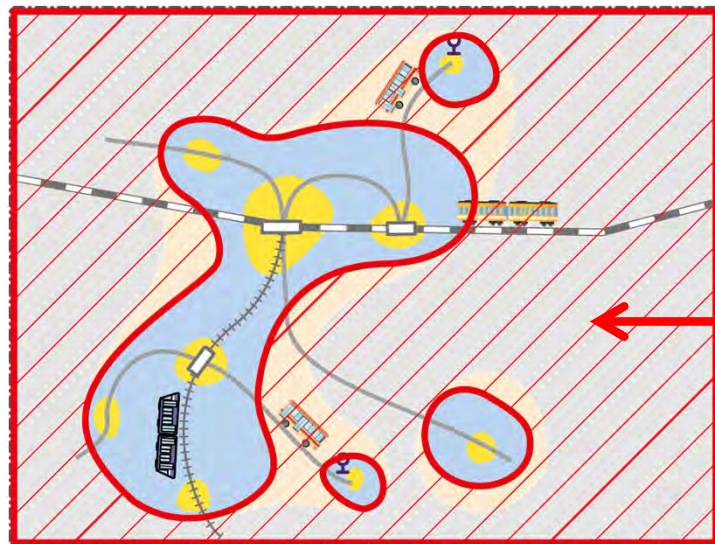
平成31年度以降

立地適正化計画を作成している場合



ア)コンパクトシティの推進を
支援するための計画

居住誘導区域内



イ)都市外延部の観光等地域
資源の活用に関する計画

居住誘導区域外

かつ
当該市町村のコンパクト化の方針と
齟齬がなく、観光等地域資源の活用
に関する計画のあるもの

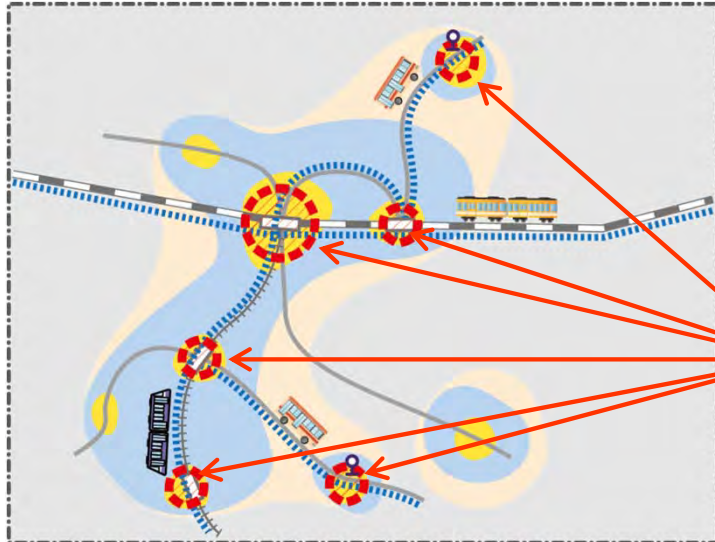
凡例

- 対象区域
- 市域
- 鉄道・駅
- LRT等
- バス停
- 市街化区域等
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域

② 支援対象区域について(まとめ③)

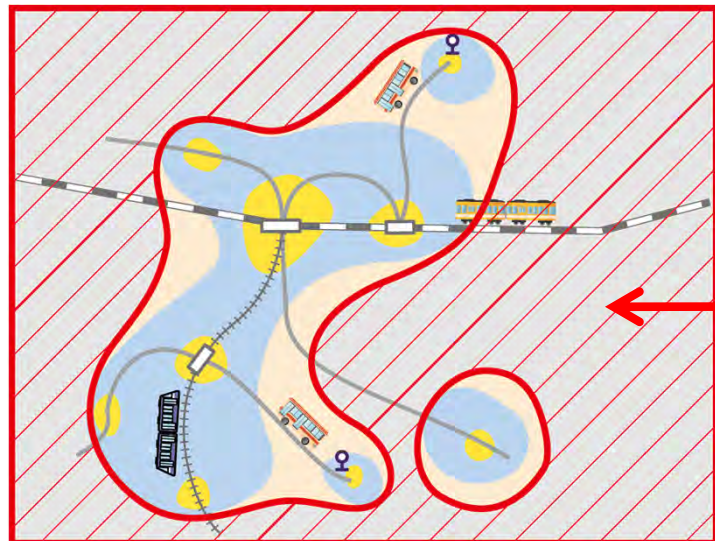
平成31年度以降

立地適正化計画を作成していない場合



ア)コンパクトシティの推進を支援するための計画

市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内、又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内
(いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすもの)



イ)都市外延部の観光等地域資源の活用に関する計画

市街化区域等外

かつ
当該市町村のコンパクト化の方針と齟齬がなく、観光等地域資源の活用に関する計画のあるもの

凡例

- 対象区域
- 市域
- 鉄道・駅
- LRT等
- バス停
- ピーク時片道3本以上の公共交通
- 市街化区域等
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域

③ハコモノ整備について

◎ハコモノ整備に関する支援要件

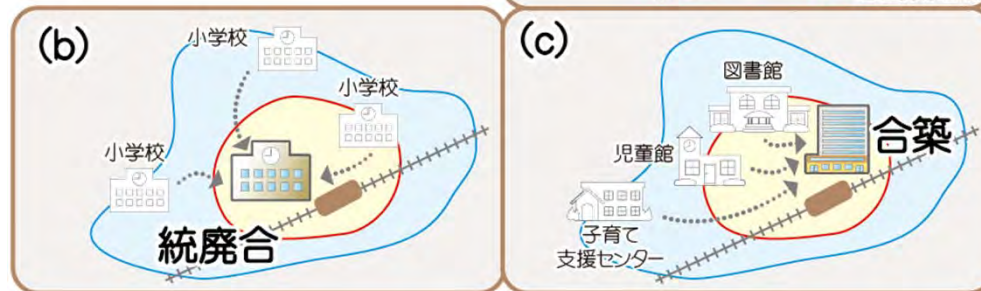
ハコモノ（高次都市施設・誘導施設）整備については、以下の全ての条件を満たす場合のみ支援（基幹事業・提案事業共通（民間施設を除く））

1. 維持管理費を算出し国へ提出していること

2. 以下の i) ii) いずれかに合致すること

i) ハコモノの整備要件

- (a) 郊外からまちなかへの移転
- (b) 施設の統廃合
- (c) 他の施設との合築



ii) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等総合管理計画を策定済みであり、同計画と施設整備に齟齬がないこと。
(平成28年度末までは策定見込みを含む)

3. 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと

4. 他省庁の補助制度がないこと

経過措置について

都市再生整備計画事業の「支援対象区域に関する見直し」と、「ハコモノ整備に関する見直し」については、要綱を改正する。

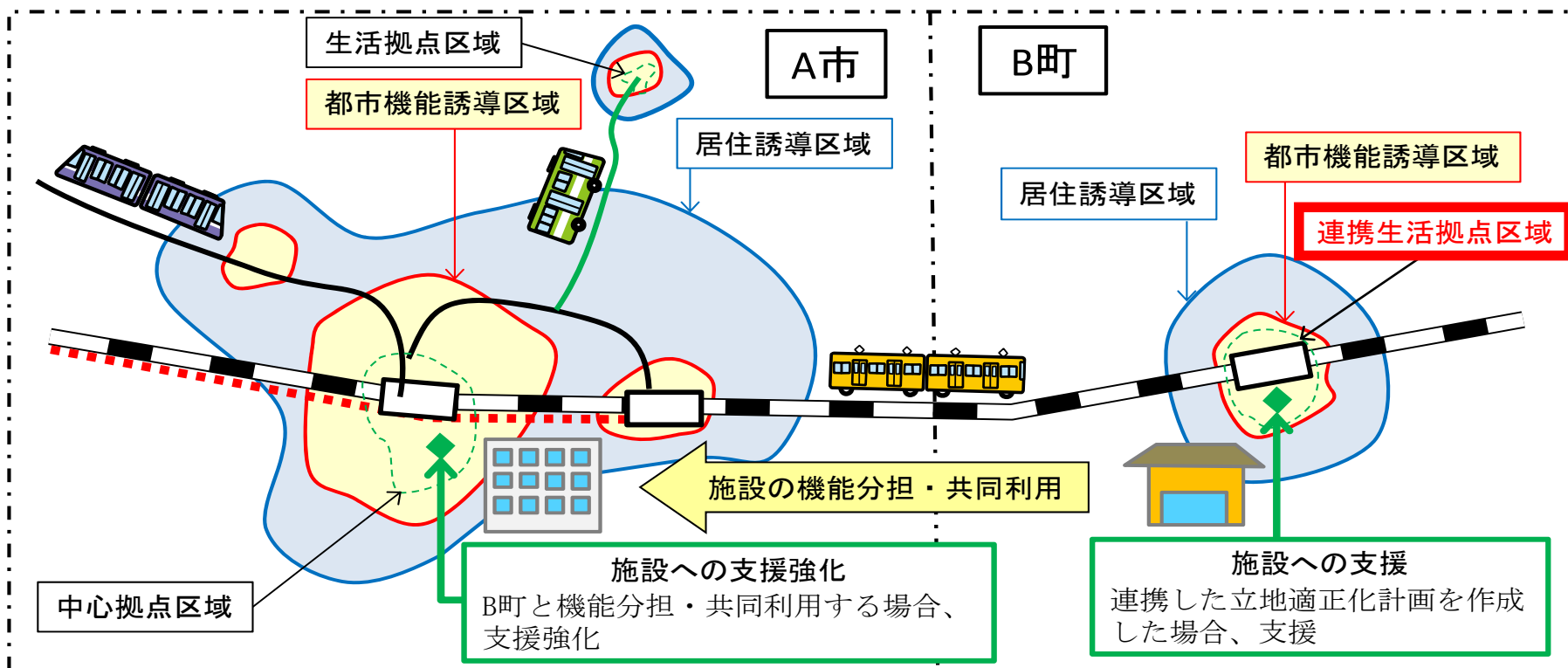
- 要綱施行(平成27年4月1日予定)の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業については、改正前の要綱に基づき都市再生整備計画事業に係る支援が受けられるものとする。
- なお、要綱施行(平成27年4月1日予定)の際、改正前の要綱に基づいた都市再生整備計画事業の実施に係る対外的な説明会等をすでに実施していることを明示できる市町村においては、平成28年度末までは改正前の要綱に基づいた都市再生整備計画事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中の支援が受けられるものとする。

6. 都市機能立地支援事業等のH27拡充について

(1) 拡充の背景・必要性

複数市町村による広域的な生活圏や経済圏が形成されている場合、関連する市町村が連携して都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を作成することにより、圏域全体としてのコンパクト化・地域の活性化を図るとともに、当該圏域における都市機能(医療、福祉、商業等)が一定の役割分担の下で整備・利用されることにより、効率的な施設の整備・配置を実現するための支援を行う。

拡充のイメージ



(2) 拡充の内容

1) 「連携生活拠点区域」における連携生活拠点施設の支援

	中心拠点区域	連携生活拠点区域 (今回拡充)	生活拠点区域
DID要件	DID内(見込み含む)	市街化区域又は非線引き用途地域内	市街化区域又は非線引き用途地域内
中心拠点区域からの距離要件	—	中心拠点区域の中心から30kmの範囲内	中心拠点区域の中心から5kmの範囲内
区域要件	鉄道・地下鉄から1km、バス・軌道から500mの範囲内(いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすもの)	鉄道・地下鉄から1km、バス・軌道から500mの範囲内(いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすもの)	バス・鉄軌道から100mの範囲内
公共用地率要件	15%以上(見込み含む)	15%以上(見込み含む)	なし
交付対象誘導施設	医療、社会福祉、教育文化、商業(300㎡以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、商業、地域交流センター(500㎡以下) さらに、広域的な立地適正化の方針において、以下の施設について複数市町村で機能分担して共同活用する旨を記載したとき(同種施設を他拠点で整備しないことが条件) 上記に加え、 ・医療、商業(500㎡以上) ・社会福祉、教育文化(300㎡以上) 	医療、商業、地域交流センター(500㎡以下)

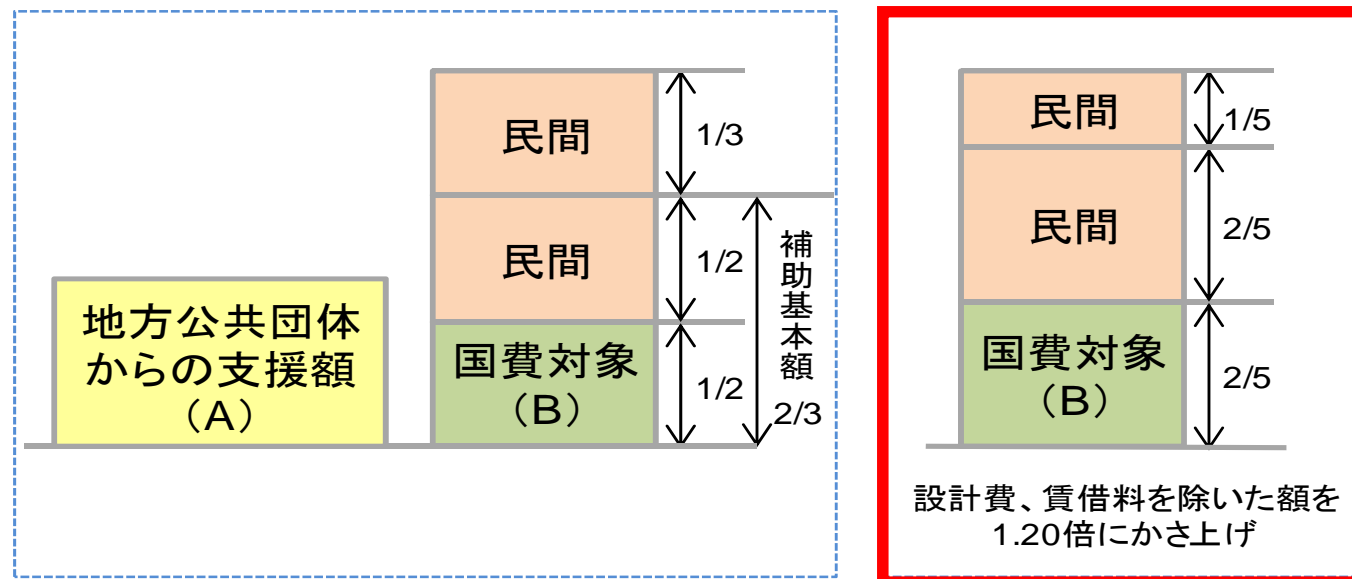
(2) 拡充の内容

2) 複数市町村間で機能分担・共同利用する施設に対する支援

現制度では、複数の機能を有する施設については、補助対象事業費のかさ上げがなされているところ。

複数市町村が連携して立地適正化計画を作成し、共同利用する施設についても同様の整理とし、かさ上げを行う。

拡充のイメージ



都市機能立地支援事業・都市再構築戦略事業の見直し

- 現行制度である単独市町村により作成された立地適正化計画に基づき中心拠点誘導施設を整備する場合についても、同種の施設が同市町村の中心拠点誘導施設として整備されていないことを支援の条件とする。
(要綱を改正する。)
- 要綱施行(平成27年4月1日予定)の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業については、改正前の要綱に基づき事業に係る支援が受けられるものとする。
- なお、要綱施行(平成27年4月1日予定)の際、改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等をすでに実施していることを明示できる市町村においては、平成28年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る支援が受けられるものとする。